

一般社団法人全国銀行協会 御中

産業界における手形・小切手の利用実態等に
関する調査

最終報告書

2023年6月30日

はじめに

2021年7月、手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会(以下、「検討会」とする)は、「2026年度末までに全国手形交換所における手形(約束手形、為替手形)・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とする「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定。目標達成に向け、検討会は各金融機関における取組状況を毎年フォローアップしてきたが、直近2022年の手形・小切手の削減ペースは鈍化、特に小切手で不芳となるなど厳しい状況となった。

このような背景を受け、削減ペースの回復に向け、産業界における手形・小切手の利用実態、電子化のボトルネック等の把握を目的に、「産業界における手形・小切手の利用実態等に関する調査」(以下、「本調査」とする)は実施されたものである。

本報告書は、本調査における調査結果(推計結果含む)をとりまとめたものである。

本調査の中では、『手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する経済効果推計』の他、企業等における手形・小切手等の利用実態及び電子化認知状況等を把握するために、企業等の経理・財務部門責任者等を対象とする『アンケート調査』、『ヒアリング調査』を実施した。

主な調査結果は以下の通りである。

- ✓ 手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現した場合の社会全体での経済効果(利用者のコストインパクト)の推計結果は、イニシャルコストが245億円/年のコスト増、ランニングコストは▲401億円/年(コスト減)となった。イニシャル、ランニングのコスト合計は▲155億円超/年となることから、イニシャルコストのかかる電子化1年目からコスト削減が期待できる結果となった。
- ✓ アンケート調査の分析結果からは、以下内容を、論点(電子的決済サービス移行上の解決すべき問題点)として導出した。
 - ①手形から電子記録債権への移行については、手形の利用停止を望む声は多いが、取引先都合、自社都合、電子記録債権に起因する要因等が複合的に影響し、手形の利用停止が進んでいないこと。
 - ②小切手(振出)からEB振込への移行については、小切手の振出を“やめたくない”が4割近く存在。現状のEBでは、紙の小切手が持つ機能面・費用面の利点を充足・代替する内容になっていない可能性があること。
 - ③全面的な電子化については、電子化に関する認知状況は不十分(小切手は特に)。加えて、電子化移行への懸念を訴える企業の割合、電子化対応予定がない企業の割合も高いこと。
- ✓ ヒアリング調査は、手形・小切手及び電子的決済サービスの利用実態詳細、電子化移行取組み等に関する具体的な事例・意見等の聴取を目的に実施した。なお、聴取結果としては、「長年の商慣習が手形等の利用を続ける理由の1つ」となっていること、「“中小企業・小規模事業者などの取引先が電子化対応できるのか”について懸念がある」等の意見があった。

目次 1 / 2

はじめに	1
調査結果概要	4
手形・小切手機能の「全面的な電子化」経済効果推計	5
アンケート調査 結果総括(電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する認知状況等について)	9
ヒアリング調査 結果概要(手形・小切手の利用実態、電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する懸念等について)	11
手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計	13
手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計 <推計結果>	14
手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計 <推計フロー、前提条件等の概要>	18
手形・小切手に関する取引業務での「電子化の影響を受けるプロセス」の特定	23
「電子化の影響を受けるプロセス」ごとの経済効果(コスト増減効果)の推計 <推計方法詳細>	31

(次頁へ続く)

目次 2 / 2

産業界における手形等の利用実態・電子化ボトルネック等に関する『アンケート調査』 分析結果	38
アンケート調査 実施概要	39
アンケート調査 結果総括(電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する認知状況等について)	42
アンケート調査 個別設問調査結果	46
手形・小切手の利用意向等 47、 電子的決済サービスへの移行 56、 全面的な電子化の認知、電子化の対応完了予定等 62	
産業界における手形等の利用実態・電子化ボトルネック等に関する『ヒアリング調査』 調査結果	71
ヒアリング調査 実施概要	72
ヒアリング調査 結果概要(手形・小切手の利用実態、電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する懸念等について)	74
ヒアリング調査 結果詳細	79
手形(振出／受取) 利用が多い取引相手とその理由等 80、 手形(振出／受取) 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由 82	
小切手(振出／受取) 利用が多い取引相手とその理由等 84、 小切手(振出／受取) 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由 86	
電子記録債権に対する意見等(利用企業、未利用企業の意見) 88、 EB(振出小切手を代替する手段としてのEB振込)に対する意見等(利用企業、未利用企業の意見) 91、 手形利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容 93、 小切手利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容 94	

調査結果概要

手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計

電子化経済効果推計 1) 社会全体での経済効果 推計結果

- 手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現した場合の社会全体での経済効果(利用者のコストインパクト)は、イニシャルコストが245億円/年のコスト増、ランニングコストは▲401億円/年。
- イニシャル、ランニングのコスト合計は、▲155億円超/年。イニシャルコストのかかる電子化1年目からコスト削減が期待できる結果に。
- なお、イニシャルコストがかからない電子化2年目以降はランニングコスト削減分の▲401億円/年がコスト削減効果となる。

社会全体での電子化経済効果(コストインパクト) 注1

利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト(年間)

		(億円)
IT化		147
	PC購入費用	125
	IT教育研修費	22
電子記録債権・EBへの切替		98
	EB初期契約料	1
	電子記録債権・EBの契約・セットアップ等	24
	取引先との調整・商取引契約更新のコスト	73
合計		245

利用者全体のランニングコスト削減効果(年間)

(億円)

	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	607	299	▲ 309
システム・諸経費	40	36	▲ 5
手形・小切手郵送費	33	0	▲ 33
領収書郵送費	8	0	▲ 8
紛失等リスク費用	0	0	▲ 0
PC利用に係る電気代	0	2	2
PC用セキュリティソフト料金	0	3	3
インターネット等通信料金	0	30	30
銀行手数料	177	274	97
用紙交付手数料	51	0	▲ 51
取立手数料	126	0	▲ 126
電子記録債権：発生記録手数料	0	67	67
電子記録債権：譲渡記録手数料	0	9	9
電子記録債権：入金手数料	0	23	23
EB振込手数料	0	102	102
EB月額利用料	0	73	73
印紙	184	0	▲ 184
手形印紙代	41	0	▲ 41
領収書印紙代	142	0	▲ 142
合計	1,008	608	▲ 401

<参考> 手形等の利用状況等 ※1、※2
 利用枚数(年間、推計値): 手形1,098万枚、小切手3,419万枚
 国内企業等の数: 約386万企業(平成28[2015]年経済センサス活動調査(確報)より)
 新規PC購入台数(年間、推計値): 約6万台

※1 ここでは、手形等の利用状況概観把握に資するデータのみ、参考値として掲載。実際の推計に用いたデータは推計方法詳細等を参照。
 ※2 出典記載のないものは今回調査によるもの(一部推計含む)。

注1) 社会全体での上記コストのうち、PC関連・EB月額利用料は、後掲の手形・小切手別推計コストの推計方法とは異なり、手形or振出小切手利用者の比率を元に別途算出。

【ご参考】電子化経済効果推計 検討会報告書(2018年)推計結果

- 検討会報告書(2018年)の推計結果は、以下の通り。
- イニシャルコストで1,195億円/年、ランニングコストで▲732億円/年。イニシャルコストがかからなくなる電子化2年目以降にコスト削減効果がでるとい結果となっていた。

利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト(年間)

IT化	791億円 =PC購入費用 608億円 + IT教育研修費 183億円
電子記録債権・EBへの切替	404億円 =電子記録債権・EBの契約、セットアップ等 156億円 +取引先との調整・商取引契約更新のコスト 248億円
合計	1,195億円

利用者全体のランニングコスト削減効果(年間)

	(億円)		
	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	749	351	▲ 399
システム・諸経費	75	261	187
手形・小切手郵送費	62	0	▲ 62
領収書郵送費	13	0	▲ 13
紛失等リスク費用	0.2	0	▲ 0.2
PC利用に係る電気代	0	76	76
PC用セキュリティソフト料金	0	15	15
インターネット等通信料金	0	170	170
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	▲ 24
取立手数料	104	0	▲ 104
電子記録債権：発生記録手数料	0	128	128
電子記録債権：譲渡記録手数料	0	23	23
電子記録債権：入金手数料	0	41	41
EB振込手数料	0	232	232
EB月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	▲ 969
手形印紙代	272	0	▲ 272
領収書印紙代	697	0	▲ 697
合計	1,921	1,189	▲ 732

<参考>手形等の利用状況等 ※1、※2

利用枚数(年間、推計値)： 手形2,126万枚、小切手6,175万枚
 国内企業等の数： 約413万企業(平成24[2012]年経済センサス 活動調査(確報)より)
 新規PC購入台数(年間、推計値)： 約51万台

※1 ここでは、手形等の利用状況概観把握に資するデータのみ、参考値として掲載。なお、利用率は参考値として掲載(検討会報告書で参照した調査と、今回調査とで調査設計が異なるため、両者間の単純比較はできないため)。

※2 出典記載のないものは検討会報告書(2018年)によるもの(一部推計含む)。

(出典) 推計結果は「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年)等を再掲。
 利用枚数、国内企業等の数は、検討会報告書が参照している元資料の内容を掲載。

電子化経済効果推計 2) 手形・小切手別経済効果(ランニングコスト効果)推計結果

- 手形の電子化経済効果は、振出で▲52億円、受取で▲125億円となっており、振出・受取ともコスト削減効果が期待される結果に。
- 小切手の電子化経済効果は、振出で54億円、受取で▲261億円だが、振出・受取合計の場合は▲200億円超のコスト削減効果に。
 - 振出小切手利用企業での受取小切手利用率は71.2%。大半の企業において、振出のコスト増は受取側のコスト減でカバーされる。

手形・小切手別の電子化経済効果(ランニングコストにおけるコスト削減インパクト)

	a			b			c			d			e	a + b + c + d + e		
	手形→電子記録債権(振出)			手形→電子記録債権(受取)			小切手→EB(振出)			小切手→EB(受取)			※ ³ PC・EB 重複コスト 調整	利用者全体の ランニングコスト削減効果		
	手形	電子記録 債権	手形→ 電子記録 債権	手形	電子記録 債権	手形→ 電子記録 債権	小切手	EB	小切手 →EB	小切手	EB	小切手 →EB		手形・ 小切手	電子記録 債権・EB	コスト 削減額
※ ¹ 人件費	163	89	▲ 74	147	70	▲ 77	192	111	▲ 81	105	29	▲ 77		607	299	▲ 309
システム・諸経費	15	8	▲ 7	3	9	6	18	26	8	4	0	▲ 4	▲ 7	40	36	▲ 5
手形・小切手郵送費	15		▲ 15				18		▲ 18					33	0	▲ 33
領収書郵送費				3		▲ 3				4		▲ 4		8	0	▲ 8
※ ¹ 紛失等リスク費用	0		▲ 0	0		▲ 0	0		▲ 0	0		▲ 0		0	0	▲ 0
※ ² PC利用に係る電気代		1	1		1	1		2	2				▲ 0	0	2	2
※ ² PC用セキュリティソフト料金		1	1		1	1		2	2				▲ 1	0	3	3
※ ² インターネット等通信料金		7	7		8	8		22	22				▲ 6	0	30	30
銀行手数料	17	87	70	47	35	▲ 12	34	162	128	79	0	▲ 79	▲ 10	177	274	97
用紙交付手数料	17		▲ 17				34		▲ 34					51	0	▲ 51
取立手数料				47		▲ 47				79		▲ 79		126	0	▲ 126
電子記録債権：発生記録手数料		67	67											0	67	67
電子記録債権：譲渡記録手数料		9	9											0	9	9
電子記録債権：入金手数料					23	23								0	23	23
EB振込手数料								102	102					0	102	102
※ ² EB月額利用料		11	11		13	13		60	60				▲ 10	0	73	73
印紙	41	0	▲ 41	41	0	▲ 41	0	0	0	101	0	▲ 101		184	0	▲ 184
手形印紙代	41		▲ 41											41	0	▲ 41
領収書印紙代				41		▲ 41				101		▲ 101		142	0	▲ 142
合計	236	183	▲ 52	239	114	▲ 125	245	299	54	290	29	▲ 261	▲ 17	1,008	608	▲ 401

※注1) 人件費・紛失等リスクについては、「取引業務フローと電子化により影響のあるコスト項目 詳細プロセス」の業務プロセス数に応じて、手形・小切手の各コストを「振出/受取」別に按分した。

※注2) PC・EB関連コストについては、アンケートにおける手形・小切手利用者の「振出/受取」の比率に応じて、手形・小切手の各コストを「振出/受取」別に按分した。

※注3) 合算の際、PC・EB関連コストについては、手形と小切手両方の利用者の重複分を調整した(上表のeが対応)。

アンケート調査 結果総括

(電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する認知状況等について)

アンケート調査結果から導出した論点

※企業等の経理・財務部門責任者等を対象としたアンケート調査(2023年3月上旬に実施。有効回答数1,036件)の結果にもとづき論点を整理。

論点

手形の利用廃止・ 電子記録債権(でんさい等) への移行

- **手形の利用廃止を望む声は多いが、取引先都合、自社都合、電子記録債権に起因する要因等が複合的に影響し、利用廃止が進んでいない。ただし、電子記録債権が安価に利用できる等の条件が整えば、電子化移行が加速する可能性あり(電子記録債権の認知拡大は別途必要)**
 - 手形の振出では「やめたい」5割、「やめたいがやめられない」3割、「やめたくない」2割(受取は、5割、4割、1割)。
 - 手形利用をやめたいがやめられない理由は、振出、受取とも、「取引相手側が手形利用を希望」、「電子記録債権にしたいが取引相手側が非対応」に加え、自社都合(「経理事務変更への抵抗」等)が上位。
 - やめたくない理由は、振出・受取とも「利用をやめる必要性を感じない」、「経理事務変更に抵抗がある」等が上位。加えて、振出では「電子記録債権より手形の方が総費用が安い」、受取では「裏書譲渡が可能」も上位に。
 - 電子記録債権非利用理由は、「利用頻度が低く導入メリットが小さい」、「電子記録債権についてよく知らない」、「導入後の月々の費用が高い」が上位。

小切手の利用廃止・ EBへの移行

- **小切手の振出を「やめたくない」が4割近く存在。現状のEBでは、紙の小切手が持つ機能面・費用面の利点を充足・代替する内容になっていない可能性あり**
 - 小切手の振出では「やめたい」と「やめたいが、やめられない」がともに3割、「やめたくない」が4割で最多。受取では「やめたい」3割、「やめたいが、やめられない」約5割、「やめたくない」2割。
 - 振出をやめたくない理由は、「多額の現金取扱いが不要」、「振込と比べて手間がかからない」など小切手が持つ機能面の理由に次ぎ、「電子的決済サービスより小切手の方がトータル費用が安い」という費用面の理由が続く。
 - EB非利用理由は「利用頻度が低くメリットが小さい」、「セキュリティが心配」、「入力ミス等が不安」が上位。

全面的電子化に関する 認知の醸成

※電子化移行に関する懸念
払しょくにつながる活動の
強化等も含む。

- **全面的電子化に関する認知状況は不十分(小切手は特に)。加えて、電子化移行への懸念を訴える企業の割合、電子化対応予定がない企業の割合も高い。懸念払しょくにつながる活動等の強化が必要か**
 - 全面的な電子化を認知している割合は、手形利用企業で7割、小切手利用企業で4割。
 - 手形等の利用がなくなり電子化した場合の懸念有無についても、手形等利用企業の5割超が懸念ありと回答。
 - 「中小企業・小規模事業者、経営者が高齢者の企業などの一部取引先が電子化対応できるか」が懸念点(ヒアリング調査より)。
 - 電子化対応予定についても「現時点で、利用をやめる予定はない」が手形等利用企業で5割。全面的な電子化を認知している手形・小切手利用企業でも、4割が「現時点で、利用をやめる予定はない」と回答。

ヒアリング調査 結果

(手形・小切手の利用実態、電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する懸念等について)

ヒアリング結果概要

※アンケート回答者のうち電子化移行に伴う商取引への影響があると回答した5件に対してヒアリングを実施、以下は、主要結果のみ整理したもの。

手形	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振出、受取とも、利用をやめたい意向あり <ul style="list-style-type: none"> ● 振出は、手形利用に伴う業務負担、紛失等のリスクを理由に「(利用を)やめたい」。 ● 受取も、「やめたいが、やめられない」、「やめたい」など、各社とも利用停止意向あり。
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資金繰り上の理由もあるが、昔からの商慣習で手形利用が継続しているとの意見 <ul style="list-style-type: none"> ● 振出では、自社都合は支払いサイトが、相手都合は商慣習等が理由。 ● 受取は、相手都合が主。商慣習、(受取手形を振り出す取引先の)支払いサイト等が原因と推測。
小切手	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振出、受取とも、「利用をやめたいが、やめられない」が各社の意見
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振出、受取とも商慣習が利用理由の1つ。振出、受取とも、電子化関連理由の指摘あり <ul style="list-style-type: none"> ● 振出は、商慣習、コスト(EB振込より小切手の方が安い)、セキュリティ面の不安等がやめられない理由。 ● 受取は、相手都合が主。商慣習、取引件数が多い、零細企業が多く電子化に抵抗が強い等が具体的な理由。
電子記録債権 (でんさい等)	不足している機能、 改善要望等 【利用企業に聴取】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数システム間の一元管理等、機能に関する要望の他、電子記録債権の普及等について意見あり <ul style="list-style-type: none"> ● 機能に関する要望は、「複数システム利用時のID/PW管理負担」、「システム間データ連携等の管理負担」、「アクセス権限等の設定・変更操作が複雑」等の意見があった。 ● 機能面以外では、「取引先が利用していないため使えないので、もっと普及に力を入れてほしい」、「中小企業など経理機能が弱い企業では、インターネット設定等も含め導入に関するハードルが高い」との意見あり。
EB (小切手振出を 代替する決済手段 としてのEB振込)	不足している機能、 改善要望等 【利用企業に聴取】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 操作に関する要望のほか、コスト、セキュリティ等に対しても意見・要望あり <ul style="list-style-type: none"> ● 機能面等に関しては、「セキュリティコードの入力等、操作上の承認ステップが多い。煩わしい。」、「24時間・365日、送金したら相手側の口座に入金できる運用体制を実現してほしい」等の意見あり。 ● 機能面以外では、「EB移行時の最大のネックは振込手数料」。「EB悪用時のセキュリティ面が不安」との声あり。
全面的な電子化	商取引に与える 影響・懸念	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形、小切手ともに、「中小企業・小規模事業者などの取引先が電子化対応できるのか」について懸念があるとの意見あり

手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計

手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計 ＜推計結果＞

電子化経済効果推計 1) 社会全体での経済効果 推計結果

再掲

- 手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現した場合の社会全体での経済効果(利用者のコストインパクト)は、イニシャルコストが245億円/年のコスト増、ランニングコストは▲401億円/年。
- イニシャル、ランニングのコスト合計は、▲155億円超/年。イニシャルコストのかかる電子化1年目からコスト削減が期待できる結果に。
- なお、イニシャルコストがかからない電子化2年目以降はランニングコスト削減分の▲401億円/年がコスト削減効果となる。

社会全体での電子化経済効果(コストインパクト) 注1

利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト(年間)

		(億円)
IT化		147
	PC購入費用	125
	IT教育研修費	22
電子記録債権・EBへの切替		98
	EB初期契約料	1
	電子記録債権・EBの契約・セットアップ等	24
	取引先との調整・商取引契約更新のコスト	73
合計		245

利用者全体のランニングコスト削減効果(年間)

(億円)

	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	607	299	▲ 309
システム・諸経費	40	36	▲ 5
手形・小切手郵送費	33	0	▲ 33
領収書郵送費	8	0	▲ 8
紛失等リスク費用	0	0	▲ 0
PC利用に係る電気代	0	2	2
PC用セキュリティソフト料金	0	3	3
インターネット等通信料金	0	30	30
銀行手数料	177	274	97
用紙交付手数料	51	0	▲ 51
取立手数料	126	0	▲ 126
電子記録債権：発生記録手数料	0	67	67
電子記録債権：譲渡記録手数料	0	9	9
電子記録債権：入金手数料	0	23	23
EB振込手数料	0	102	102
EB月額利用料	0	73	73
印紙	184	0	▲ 184
手形印紙代	41	0	▲ 41
領収書印紙代	142	0	▲ 142
合計	1,008	608	▲ 401

<参考> 手形等の利用状況等 ※1、※2
 利用枚数(年間、推計値): 手形1,098万枚、小切手3,419万枚
 国内企業等の数: 約386万企業(平成28[2015]年経済センサス活動調査(確報)より)
 新規PC購入台数(年間、推計値): 約6万台

※1 ここでは、手形等の利用状況概観把握に資するデータのみ、参考値として掲載。実際の推計に用いたデータは推計方法詳細等を参照。
 ※2 出典記載のないものは今回調査によるもの(一部推計含む)。

注1) 社会全体での上記コストのうち、PC関連・EB月額利用料は、後掲の手形・小切手別推計コストの推計方法とは異なり、手形or振出小切手利用者の比率を元に別途算出。

【ご参考】電子化経済効果推計 検討会報告書(2018年)推計結果

再掲

- 検討会報告書(2018年)の推計結果は、以下の通り。
- イニシャルコストで1,195億円/年、ランニングコストで▲732億円/年。イニシャルコストがかからなくなる電子化2年目以降にコスト削減効果がでるといった結果となっていた。

利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト(年間)

IT化	791億円 =PC購入費用 608億円 + IT教育研修費 183億円
電子記録債権・EBへの切替	404億円 =電子記録債権・EBの契約、セットアップ等 156億円 +取引先との調整・商取引契約更新のコスト 248億円
合計	1,195億円

<参考>手形等の利用状況等	※1、※2
利用枚数(年間、推計値):	手形2,126万枚、小切手6,175万枚
国内企業等の数:	約413万企業(平成24[2012]年経済センサス 活動調査(確報)より)
新規PC購入台数(年間、推計値):	約51万台
<small>※1 ここでは、手形等の利用状況概観把握に資するデータのみ、参考値として掲載。なお、利用率は参考値として掲載(検討会報告書で参照した調査と、今回調査とで調査設計が異なるため、両者間の単純比較はできないため)。 ※2 出典記載のないものは検討会報告書(2018年)によるもの(一部推計含む)。</small>	

利用者全体のランニングコスト削減効果(年間)

	(億円)		
	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	749	351	▲ 399
システム・諸経費	75	261	187
手形・小切手郵送費	62	0	▲ 62
領収書郵送費	13	0	▲ 13
紛失等リスク費用	0.2	0	▲ 0.2
PC利用に係る電気代	0	76	76
PC用セキュリティソフト料金	0	15	15
インターネット等通信料金	0	170	170
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	▲ 24
取立手数料	104	0	▲ 104
電子記録債権:発生記録手数料	0	128	128
電子記録債権:譲渡記録手数料	0	23	23
電子記録債権:入金手数料	0	41	41
EB振込手数料	0	232	232
EB月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	▲ 969
手形印紙代	272	0	▲ 272
領収書印紙代	697	0	▲ 697
合計	1,921	1,189	▲ 732

(出典) 推計結果は「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年)等を再掲。利用枚数、国内企業等の数は、検討会報告書が参照している元資料の内容を掲載。

電子化経済効果推計 2) 手形・小切手別経済効果(ランニングコスト効果)推計結果

- 手形の電子化経済効果は、振出で▲52億円、受取で▲125億円となっており、振出・受取ともコスト削減効果が期待される結果に。
- 小切手の電子化経済効果は、振出で54億円、受取で▲261億円だが、振出・受取合計の場合は▲200億円超のコスト削減効果に。
 - 振出小切手利用企業での受取小切手利用率は71.2%。大半の企業において、振出のコスト増は受取側のコスト減でカバーされる。

手形・小切手別の電子化経済効果(ランニングコストにおけるコスト削減インパクト)

	a			b			c			d			e	a + b + c + d + e		
	手形→電子記録債権(振出)			手形→電子記録債権(受取)			小切手→EB(振出)			小切手→EB(受取)			※ ³ PC・EB 重複コスト 調整	利用者全体の ランニングコスト削減効果		
	手形	電子記録 債権	手形→ 電子記録 債権	手形	電子記録 債権	手形→ 電子記録 債権	小切手	EB	小切手 →EB	小切手	EB	小切手 →EB		手形・ 小切手	電子記録 債権・EB	コスト 削減額
※ ¹ 人件費	163	89	▲ 74	147	70	▲ 77	192	111	▲ 81	105	29	▲ 77		607	299	▲ 309
システム・諸経費	15	8	▲ 7	3	9	6	18	26	8	4	0	▲ 4	▲ 7	40	36	▲ 5
手形・小切手郵送費	15		▲ 15				18		▲ 18					33	0	▲ 33
領収書郵送費				3		▲ 3				4		▲ 4		8	0	▲ 8
※ ¹ 紛失等リスク費用	0		▲ 0	0		▲ 0	0		▲ 0	0		▲ 0		0	0	▲ 0
※ ² PC利用に係る電気代		1	1		1	1		2	2				▲ 0	0	2	2
※ ² PC用セキュリティソフト料金		1	1		1	1		2	2				▲ 1	0	3	3
※ ² インターネット等通信料金		7	7		8	8		22	22				▲ 6	0	30	30
銀行手数料	17	87	70	47	35	▲ 12	34	162	128	79	0	▲ 79	▲ 10	177	274	97
用紙交付手数料	17		▲ 17				34		▲ 34					51	0	▲ 51
取立手数料				47		▲ 47				79		▲ 79		126	0	▲ 126
電子記録債権: 発生記録手数料		67	67											0	67	67
電子記録債権: 譲渡記録手数料		9	9											0	9	9
電子記録債権: 入金手数料					23	23								0	23	23
EB振込手数料								102	102					0	102	102
※ ² EB月額利用料		11	11		13	13		60	60				▲ 10	0	73	73
印紙	41	0	▲ 41	41	0	▲ 41	0	0	0	101	0	▲ 101		184	0	▲ 184
手形印紙代	41		▲ 41											41	0	▲ 41
領収書印紙代				41		▲ 41				101		▲ 101		142	0	▲ 142
合計	236	183	▲ 52	239	114	▲ 125	245	299	54	290	29	▲ 261	▲ 17	1,008	608	▲ 401

※注1) 人件費・紛失等リスクについては、「取引業務フローと電子化により影響のあるコスト項目 詳細プロセス」の業務プロセス数に応じて、手形・小切手の各コストを「振出/受取」別に按分した。

※注2) PC・EB関連コストについては、アンケートにおける手形・小切手利用者の「振出/受取」の比率に応じて、手形・小切手の各コストを「振出/受取」別に按分した。

※注3) 合算の際、PC・EB関連コストについては、手形と小切手両方の利用者の重複分を調整した(上表のeが対応)。

手形・小切手機能の「全面的な電子化」 経済効果推計 ＜推計フロー、前提条件等の概要＞

手形・小切手機能の「全面的な電子化」による経済効果 推計フロー

- 手形・小切手機能の「全面的な電子化」による経済効果の推計フロー(概要)は以下の通り。
- 原則、2018年公表の『手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書』¹⁾(「検討会報告書(2018年)」と略)、『手形・小切手の社会的コストの実態調査』²⁾(「実態調査(2018年)」と略)の推計プロセスに準拠しつつも、電子交換所発足等の変化をふまえ、一部推計プロセスの見直し(最新データへの更新等含む)の上、電子化による経済効果推計を行った。

手形・小切手機能の「全面的な電子化」による経済効果 推計フロー(概要)

推計プロセス	概要	備考等
<p>経済効果推計に関する対象範囲、及び前提条件の定義</p>	<p>検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)内での推計内容に原則準拠し、推計の対象範囲及び前提条件を定義。</p>	<p>「国内の商取引における手形・小切手、及び当座勘定からの出金等で振り出す小切手」を対象範囲とする等、推計に関する前提条件等を改めて定義。</p>
<p>手形・小切手に関する取引業務での「電子化の影響を受けるプロセス」の特定</p>	<p>経済効果推計に必要となる、手形等に関する取引業務のうち「電子化の影響を受けるプロセス」の特定・割合の算定等を実施。</p>	<p>例えば、経理事務の中で、手形の振出における管理、作成・検証、発送等の業務の特定、経理事務業務における手形処理等の占める割合等を推計。</p>
<p>「電子化の影響を受けるプロセス」ごとの経済効果(コスト増減効果)の推計</p>	<p>電子化の影響を受ける業務ごとに、電子化移行に伴う経済効果(コスト増減によるインパクト)を推計。</p>	<p>検討会報告書(2018年)での推計内容に従い、<u>電子化移行に伴うコストを、イニシャルコスト、ランニングコストの2つに分けて推計を実施。</u></p>
<p>電子化に伴う社会全体での経済効果(社会的なコスト削減効果)の推計</p>	<p>電子化に伴う社会全体での経済効果を推計。</p>	<p>社会全体の経済効果の推計に加え、参考値として手形、小切手それぞれの経済効果の推計を実施。</p>

※注1) 手形・小切手機能の電子化に関する検討会(事務局:一般社団法人 全国銀行協会)『手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書』(2018年)

※注2) 一般社団法人 全国銀行協会(委託先:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)『手形・小切手の社会的コストの実態調査』(2018年)

経済効果推計に関する対象範囲、及び前提条件の定義

今回推計の対象とする手形・小切手の対象範囲

- 経済効果推計の関する対象範囲(推計範囲とする手形・小切手)は以下の通り。
- 当該項目については、検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)に準拠した内容であり、特段変更点はない。

手形・小切手機能の電子化による経済効果の推計に関する対象範囲

項目

詳細

推計対象範囲とする手形・小切手

推計対象とする手形、小切手は、以下の通り。

- 1) 国内の商取引における手形・小切手(利用者間の取引に係る手形・小切手)
- 2) 国内の商取引以外となるが、当座勘定からの出金等で振り出す小切手※

※異なる金融機関での口座間資金移動に使われる小切手、窓口となる金融機関とは異なる金融機関での納税・振込に使われる小切手、同じ金融機関内での口座間の資金移動に使われる小切手等が該当。

なお、以下に挙げるものは、経済効果推計の対象範囲には含まない。

- ・ 預金小切手、手形貸出に利用する約束手形など、銀行等との取引に係る手形・小切手
- ・ 窓口となる金融機関の小切手を使った納税
- ・ 当座預金からの現金払い出しに利用する小切手
- ・ 海外との貿易取引に関わる手形・小切手

経済効果推計に関する対象範囲、及び前提条件の定義

今回推計における前提条件

- 経済効果推計の関する前提条件等は以下の通り。これら内容についても、原則、検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)に準拠した内容としており、特段変更点はない。

手形・小切手機能の電子化による経済効果の推計に関する前提条件等

項目	詳細
推計内容(全体)に関する条件	社会的な経済効果推計(コスト推計)には、金融機関における電子化移行に伴う効果(コスト変動効果)は含めず、利用者サイドの電子化移行効果(コスト変動効果)の観点についてのみの推計を行うものとする。
電子化移行に関する条件 (手形・小切手の電子化移行経路)	電子化移行経路は、以下の通りと仮定する。 1) 手形は電子記録債権(でんさい等)へ移行する 2) 小切手はエレクトロニックバンキング(EB)による振込に移行する
経済効果推計に関する条件 (電子化に係るイニシャルコスト、ランニングコストを区分して推計)	電子化移行に伴う費用は、電子的決済サービス(電子記録債権、EB)を利用するために必要となるPC環境整備等の「イニシャルコスト」と、同サービスを利用するために必要となる利用料、処理業務に伴う人件費、手形等利用停止による削減費用等が含まれる「ランニングコスト」に分けて、推計を行う。
推計に使用するデータについて	全銀協が保有する手形交換高などのデータ、官公庁等の各種統計などの公開資料に加え、今回実施した手形・小切手利用に関するアンケート結果のデータ等を用いて推計を実施。 なお、最新データが入手できない項目については、検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)の調査結果等を利用する等の対応を行った。

経済効果推計内容に関する主な変更点

- 今回の経済効果推計では、前述のとおり、原則、検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)に準拠した方法を採用しているが、電子交換所の発足等、社会的な変化が生じている内容については、推計方法等の見直しを行った。主な変更点は以下の通り。

今回推計における主な変更点

- ✓ 2022年11月の手形交換所廃止、電子交換所の発足に対応した推計プロセスに見直しを実施(例:取立手数料体系等の変更に対応した推計方法の見直し)。
- ✓ 推計に用いている各種指標(手形等の利用枚数、手数料等)について、検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)からの変化を反映。
- ✓ 電子化移行イニシャルコストは、検討会報告書(2018年)での推計方法に原則準拠した方法を採用(実態調査(2018年)方式から変更)(※1)。

※1 実態調査(2018年)で計上していた機械化・IT費用(手形・小切手振出時に印字する機械(チェックライター、専用プリンタ等)や手形管理システム等の導入費用)に関する効果分は計上せず、代わりに、IT化に必要な導入コストや電子記録債権・EBへのスイッチングコストといったイニシャルコストを計上する形に変更。

- ✓ 電子記録債権利用にはEB利用が必要なことから、EB導入・利用に関する費用を、ランニングコストとして、手形の電子化効果にも計上(※2)。

※2 検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)では、当該費用は、小切手の電子化のみに計上し、手形の電子化には計上せず。

- ✓ 検討会報告書(2018年)、実態調査(2018年)において、EB月額費用に合算して計上していたEB初期費用は、内容を鑑み、今回はイニシャルコストとして計上することとした。

手形・小切手に関する取引業務での「電子化の影響を受けるプロセス」 の特定

電子化効果のイメージ 1) 手形 振出 → 電子記録債権へ移行

■ 電子化によるコスト削減(ランニングコスト関連)は青色枠、増加等は赤色枠領域が、経済効果(コスト削減)項目は右領域内容が対応。

手形 振出での業務フロー／電子記録債権利用による効果		経済効果(コスト削減等)項目	
	手形	電子記録債権(でんさい等)	
管理	手形帳の在庫確認	現物の管理不要	1) 用紙交付手数料
	金融機関から手形帳を購入		
	現物管理(金庫保管・管理台帳記入)		
	手形の出庫・管理台帳記入		
作成・検証	チェックライターでの金額打鍵	WEB上で支払情報を入力	9、10、11、12) PC／通信関連費用 (電気代・セキュリティソフト費用・ 通信費用)、EB月額利用料 13) 発生記録手数料
	作成者と検証者の受渡	承認、及びその後の確認	
	印紙貼付	押印等の事務負担削減と リスク軽減が可能	
	手形振出欄に押印		
発送	封筒作成、封筒詰め	支払期日に引き落とし	2) 手形印紙代 3) 郵送費
	郵便局へ持込、郵送		
	領収書／受取書受領		
	支払期日に引き落とし		

全フロー共通

7) 人件費
8) 紛失等リスクに関するコスト

16) 人件費

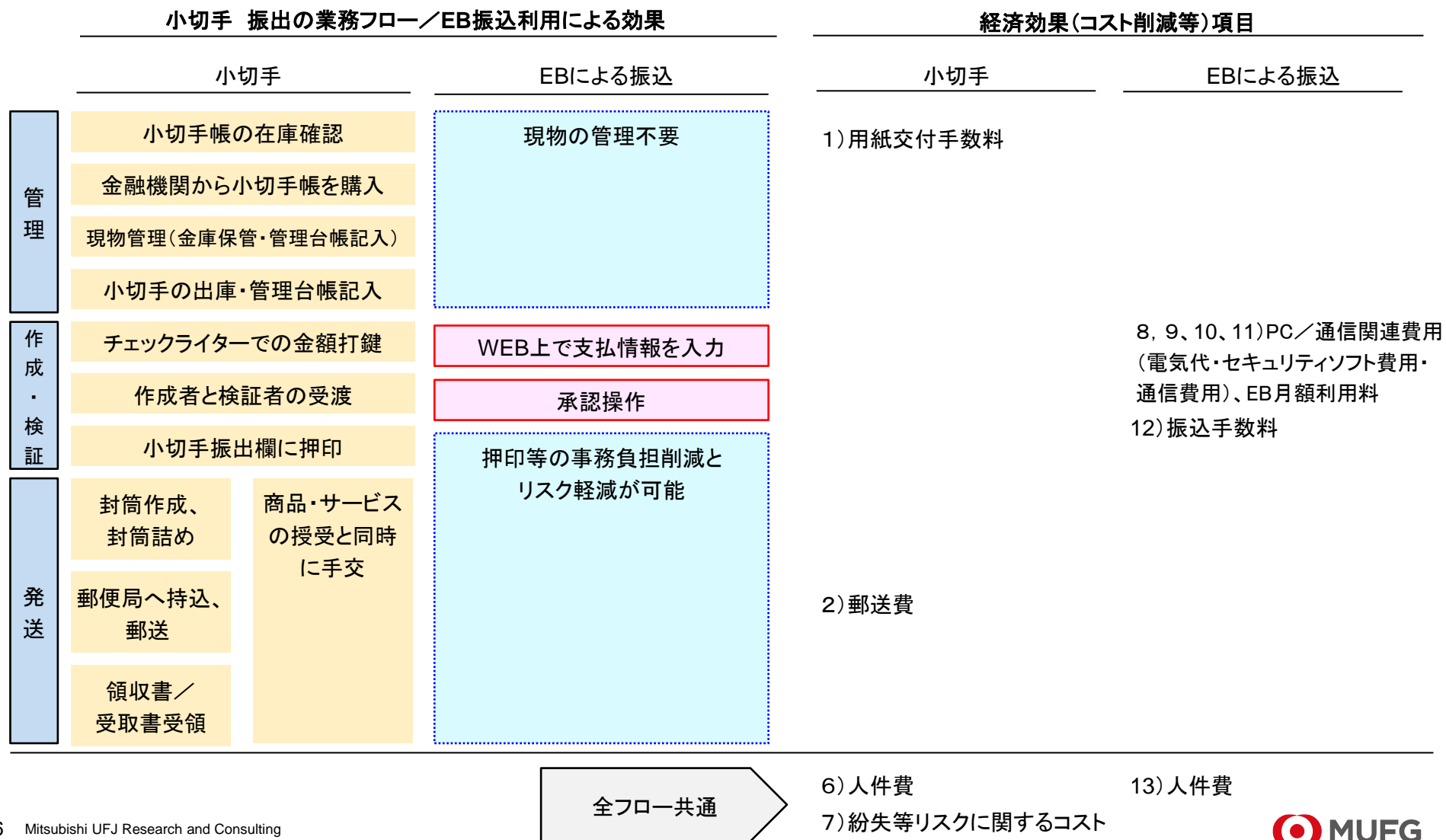
電子化効果のイメージ 2) 手形 受取 → 電子記録債権へ移行

■ 電子化によるコスト削減(ランニングコスト関連)は青色枠、増加等は赤色枠領域が、経済効果(コスト削減)項目は右領域内容が対応。

手形 受取での業務フロー／電子記録債権利用による効果		経済効果(コスト削減等)項目	
	手形	電子記録債権(でんさい等)	
管理	手形を受領	通知メール受信	9, 10, 11, 12) PC／通信関連費用 (電気代・セキュリティソフト費用・ 通信費用)、EB月額利用料
	手形内容確認	債権内容の確認	
	領収書／受領書の発送	押印等の事務負担削減と リスク軽減が可能	4) 領収書印紙代、5) 領収書郵送費
	手形の保管・管理		13) 譲渡記録手数料 (譲渡時のみ発生)
取立	社判・押印(取立事務)	支払期日に入金(支払期日から 資金利用可能)	6) 取立手数料
	銀行への持ち込み		15) 入金手数料
	支払期日に入金 (支払期日の資金利用不可)		
		全フロー共通	7) 人件費 8) 紛失等リスクに関するコスト
			16) 人件費

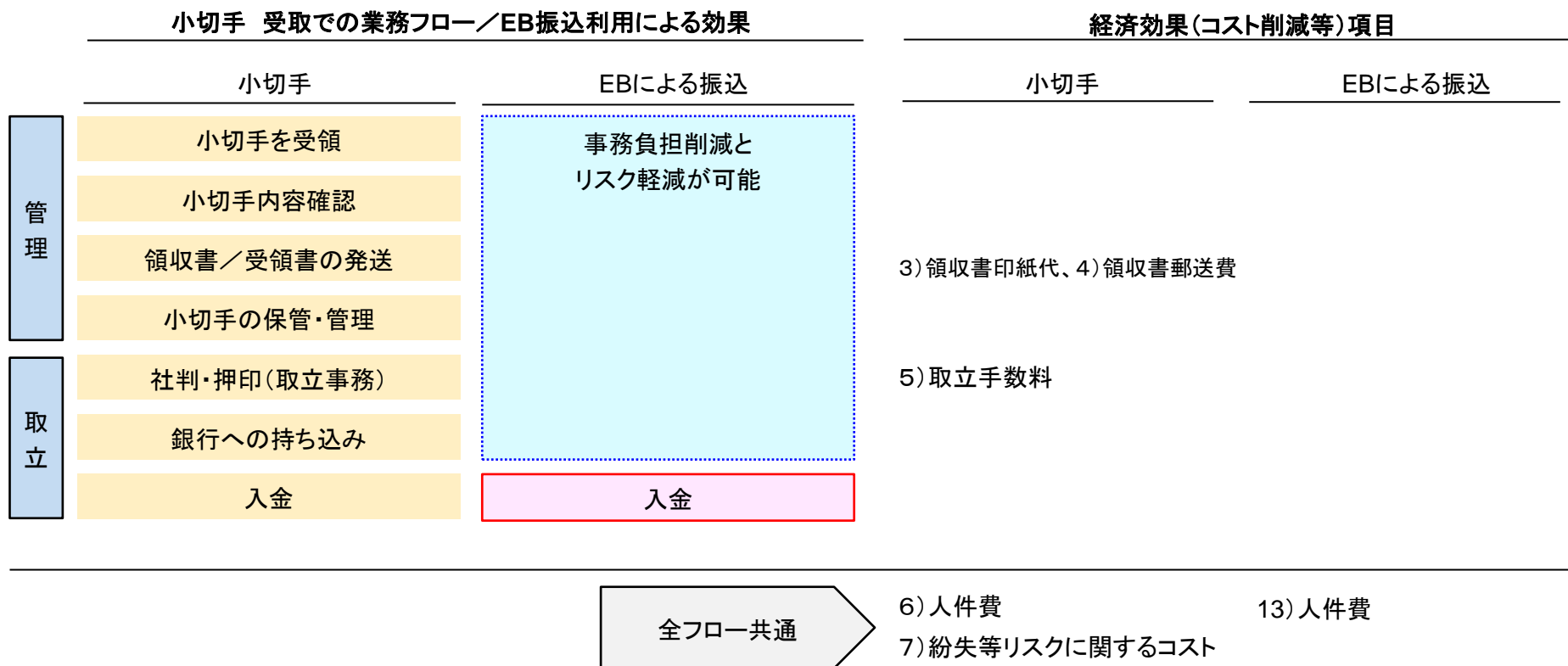
電子化効果のイメージ 3) 小切手 振出 → EBによる振込へ移行

■ 電子化によるコスト削減(ランニングコスト関連)は青色枠、増加等は赤色枠領域が、経済効果(コスト削減)項目は右領域内容が対応。



電子化効果のイメージ 4) 小切手 受取 → EBによる振込へ移行

■ 電子化によるコスト削減(ランニングコスト関連)は青色枠、増加等は赤色枠領域が、経済効果(コスト削減)項目は右領域内容が対応。



「業務フロー」と「電子化による影響を受けるコスト項目」 詳細プロセス(1/3)

- 経済産業省「経理・財務サービス スキルスタンダード」【手形管理】等を参考に、手形の振出・受取関連業務に該当するプロセスを以下の通り整理。プロセス整理内容は、実態調査(2018年)に準拠した内容としており、特段変更点はない。

手形(振出・受取)の業務プロセス詳細 1/2

業務	業務プロセス	内容	経理以外の部署(営業/その他部署)が関係する業務	手形で発生する業務	電子記録債権で発生する業務	
用紙購入		手形用紙を購入する	-	○	×	
支払手形振出	支払手形発行	支払手形の振出を行う	-	-	-	
		精査内容を踏まえ支払手形の発行を実施する	-	-	-	
		支払承認確認	支払承認を確認する	-	○	○
		支払手形作成	支払手形を作成する(でんさいでは発生記録請求データを作成することにあたる)	-	○	△
		手形内容確認	手形内容を確認する(でんさいでは発生記録請求データを確認することにあたる)	-	○	○
		支払手形発行承認	支払手形発行を承認する(でんさいでは発生記録請求データを承認することにあたる)	-	○	○
		手形発行	手形を発行する(でんさいでは発生記録請求をすることにあたる)	-	○	△
	支払手形計上	支手台帳記載	支手台帳を記載する(でんさいの場合は記録原簿で管理されるため、当該業務は発生しないとみなす)	-	○	×
		手形発行の事実を踏まえ支払手形仕訳を計上する	-	-	-	-
	支払手形郵送	支払伝票計上	支払手形勘定を計上する	-	○	○
		計上承認	伝票計上を承認する	-	○	○
		発行した支払手形を郵送(手交)する	-	-	-	-
	封入	支払手形を封筒に封入する	-	○	×	
	郵送	支払手形を郵送(手交)する	✓	○	×	
受取手形受領	手形受領	受取手形を受領し必要内容を確認した上で計上処理を行う	-	-	-	
		有効性を確認し手形を受領する	-	-	-	
		受取手形を受領する	✓	○	×	
		手形に記載されている内容を確認する(でんさいでは記録内容を確認することにあたる)	✓	○	○	
		裏書確認	裏書の有無を確認する(でんさいでは記録内容を確認することにあたる)	✓	○	○
	手形仮計上	手形承認	有効な受取手形として承認する(でんさいでは受付請求を承諾することにあたる)	-	○	○
		有効な手形入手の事実を踏まえ受取手形仕訳を計上する	-	-	-	
		手形承認確認	受取手形の承認を確認する	-	○	○
		受手伝票計上	受取手形勘定を計上する	-	○	○
		計上承認	伝票計上を承認する	-	○	○

(次頁に続く)

凡例

- : 手形・電子記録債権(でんさい等)両方で発生する業務プロセス(1としてカウント)
- △: 業務としては発生するが、手形と比較するとでんさいでは作業が効率化される業務プロセス(0.5としてカウント)
- ×: 手形では発生するが、でんさいでは発生しない業務プロセス(0としてカウント)

(出典)「手形・小切手の社会的コストの実態調査」(2018年)より再掲。経済産業省「経理・財務サービス スキルスタンダード」【手形管理】を基にMURCが作成。

「業務フロー」と「電子化による影響を受けるコスト項目」 詳細プロセス(2/3)

(前頁の続き)

手形(振出・受取)の業務プロセス詳細 2/2

業務	業務プロセス	内容	経理以外の部署(営業/その他部署)が関係する業務	手形で発生する業務	電子記録債権で発生する業務
領収書発行	領収書作成	手形の受取にあたり手交する領収書を発行する	-	-	-
		領収書を作成する	-	-	-
		受取予定の手形に対する領収書を作成する	-	○	×
領収書確認	領収書郵送(手交)	手形受取に際し、領収書を郵送(手交)する	✓	○	×
		手形発行に際し手形受取先より有効な領収書を入手する	-	-	-
		領収書を受領する	✓	○	×
保管	領収書承認	領収書の内容を確認する	✓	○	×
		領収事実を承認する	-	○	×
		受取手形を保管する	-	-	-
手形取立	受手台帳記載	受取手形を自社金庫(銀行の貸金庫)に保管する	-	○	×
		銀行に取立依頼を実施する	-	-	-
		受取手形台帳を確認する(でんさいの場合は記録原簿で管理されるため、当該業務は発生しないとみなす)	-	○	×
手形取立	受手台帳確認	銀行取引明細を確認する	-	○	×
		受取手形台帳を確認する(でんさいの場合は記録原簿で管理されるため、当該業務は発生しないとみなす)	-	○	×
		期日到来分を確認する	-	○	×
手形取立	期日到来分確認	期日到来分の手形を確認し取立依頼帳を作成する	-	○	×
		銀行に取立依頼を実施する	-	○	×
		取立依頼帳を作成する	-	○	×
支払手形決済	取立依頼実施	銀行に取立依頼を実施する	-	○	×
		支払手形を期日通りに決済を行う	-	-	-
		期日到来に決済事実を踏まえ手形決済仕訳を計上する	-	-	-
		銀行取引明細を確認する	-	○	○
		支手台帳を確認する(でんさいの場合は記録原簿で管理されるため、当該業務は発生しないとみなす)	-	○	×
		支手の期日到来分を抽出する	-	○	△
		銀行明細と支手台帳(でんさいの場合は記録原簿)を突き合わせ、決済を検証する	-	○	○
		上長が決済を承認する	-	○	○
		手形決済(支払)伝票を計上する	-	○	○
		伝票計上を承認する	-	○	○
受取手形決済	入金計上	期日到来に際し受取手形の決済を行う	-	-	-
		取立事実を踏まえ入金仕訳を計上する	-	-	-
		銀行取引明細を確認する	-	○	○
		受手台帳を確認する(でんさいの場合は記録原簿で管理されるため、当該業務は発生しないとみなす)	-	○	×
		手形決済(入金)伝票を計上する	-	○	○
		伝票計上を承認する	-	○	○

プロセス数 **40** **20.5**

凡例

- : 手形・電子記録債権(でんさい等)両方で発生する業務プロセス(1としてカウント)
- △: 業務としては発生するが、手形と比較するとでんさいでは作業が効率化される業務プロセス(0.5としてカウント)
- ×: 手形では発生するが、でんさいでは発生しない業務プロセス(0としてカウント)

(出典)「手形・小切手の社会的コストの実態調査」(2018年)より再掲。経済産業省「経理・財務サービス スキルスタンダード」【手形管理】を基にMURCが作成。

「業務フロー」と「電子化による影響を受けるコスト項目」 詳細プロセス(3/3)

- 手形の場合と同様に、経済産業省「経理・財務サービス スキルスタンダード」【手形管理】等を参考に、小切手の振出・受取関連業務に該当するプロセスを以下の通り整理。プロセス整理内容は、実態調査(2018年)に準拠した内容としており、特段変更点はない。

小切手(振出・受取)の業務プロセス詳細							
業務	業務プロセス	内容	経理以外の部署 (営業/その他部署) が関係する業務	小切手で発生する業務		EBで発生する業務	
				商取引 - ①	資金移動 税金支払 振込 - ②	①の 代替	②の 代替
用紙購入		小切手用紙を購入する	-	○	○	×	×
小切手振出		小切手による支払を行う	-	-	-	-	-
	小切手発行	精査内容を踏まえ小切手の発行を実施する	-	-	-	-	-
		支払承認確認 支払承認を確認する	-	○	○	○	○
		小切手作成 小切手を作成する(EBでは振込データを入力することにあたる)	-	○	○	△	△
		小切手内容確認 小切手内容を確認する(EBでは振込データを確認することにあたる)	-	○	○	○	○
		小切手振出承認 小切手振出を承認する(EBでは振込データを承認することにあたる)	-	○	○	○	○
	小切手郵送	発行した小切手を郵送(手交)する	-	-	-	-	-
		封入 小切手を封筒に封入する	-	○	×	×	×
		郵送・手交 小切手を郵送(手交)する	✓	○	○	×	×
	当座預金勘定計上	小切手振出し/取立ての事実を踏まえ会計伝票を計上する	-	-	-	-	-
		銀行残高明細確認 銀行残高明細を確認する	-	○	○	○	○
		支払伝票計上 決済事実を踏まえ支払伝票を計上する	-	○	○	○	○
		計上承認 伝票計上を承認する	-	○	○	○	○
小切手受領		有効性を踏まえ小切手を受領する	-	-	-	-	-
	小切手受取	有効性を確認し小切手を受け取る	-	-	-	-	-
		小切手受領 小切手を受領する	✓	○	×	×	×
		小切手内容確認 小切手の必要内容を確認する	✓	○	×	×	×
		横線確認 線引の有無を確認する	✓	○	×	×	×
		小切手承認 有効な小切手として承認する	-	○	×	×	×
	預金勘定計上	小切手の入手を確認し預金勘定を計上する	-	-	-	-	-
		銀行宛預入 入手した小切手を銀行に預け入れる	-	○	×	×	×
		銀行残高明細確認 銀行残高明細を確認する	-	○	×	○	×
		入金伝票計上 入金事実を踏まえ入金伝票を計上する	-	○	×	○	×
		計上承認 伝票計上を承認する	-	○	×	○	×
領収書発行		小切手受取にあたり郵送(手交)する領収書を発行する	-	-	-	-	-
	領収書作成	領収書を作成する	-	-	-	-	-
		領収書作成 受取予定の小切手に対する領収書を作成する	-	○	×	×	×
		領収書郵送(手交) 小切手受取に際し、領収書を郵送(手交)する	✓	○	×	×	×
領収確認		小切手発行に際し有効な領収書を入手する	-	-	-	-	-
		領収書受領 領収書を受領する	✓	○	×	×	×
		内容確認 領収書の内容を確認する	✓	○	×	×	×
		領収書承認 領収事実を承認する	-	○	×	×	×
保管		小切手を保管する	-	-	-	-	-
	受取小切手保管	小切手を自社金庫(銀行の貸金庫)に保管する	-	○	×	×	×

凡例

○: 小切手・EB(振込)両方で発生する業務プロセス(1としてカウント)

△: 業務としては発生するが、小切手と比較するとEB(振込)では作業が効率化される業務プロセス(0.5としてカウント)

×: 小切手では発生するが、EB(振込)では発生しない業務プロセス(0としてカウント)

プロセス数

24

9

9.5

6.5

「電子化の影響を受けるプロセス」ごとの経済効果（コスト増減効果） の推計 <推計方法詳細>

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ①手形⇒電子記録債権(1/2)

■ 手形機能の電子化経済効果(コスト増減インパクト)に関する推計方法詳細は以下の通り。

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により削減影響がある項目	運用費用	用紙購入	1 用紙交付手数料	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 用紙交付手数料単価と、手形利用枚数を用いて算出 ■ 用紙交付手数料単価は、金融機関セグメント毎手形利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算 ■ 手形利用枚数は手形交換枚数(全銀協データ)をもとに、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率を用いて算出
		振出 & 受取	2 手形印紙代	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形振出高と、印紙税率を用いて算出 ■ 手形振出高は、手形交換高(全銀協「決済統計年報」電子交換所における手形交換高などの統計)をもとに検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率を用いて算出
			3 郵送費	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送単価と、手形郵送数を用いて算出 ■ 手形郵送数は、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)に、アンケート調査で得られた手形・小切手郵送率を掛け合わせて算出
		領収書発行	4 領収書印紙代	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形振出高と、印紙税率を用いて算出 ■ 手形振出高は、手形交換高(全銀協「決済統計年報」電子交換所における手形交換高などの統計)をもとに検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率を用いて算出
			5 領収書郵送費	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送単価と、領収書郵送数を用いて算出 ■ 領収書郵送数は、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)に、アンケート調査で得られた領収書郵送率を掛け合わせて算出
		取立依頼	6 取立手数料	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取立手数料単価と、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)、アンケート調査から得られた手形取立率を用いて算出 ■ 取立手数料単価は、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率に応じて、当行あて、他行あての単価をあてはめて算出 ■ 取立手数料単価は、金融機関セグメント毎の手形利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算
		全フロー共通	7 人件費	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、アンケート調査から得られた手形1枚当たり処理時間、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)をもとに算出
			8 紛失等リスクコスト	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紛失に関する諸経費とも年間紛失発生件数(官報に掲載された裁判所公告)をもとに算出

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ①手形⇒電子記録債権(2/2)

(前頁の続き)

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により増加影響がある項目	運用費用	IT化	9 PC利用に係る電気代	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数と、年間電気代を用いて算出 ■ 新規PC購入台数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた手形利用率、事業所PC未保有率(総務省「情報通信白書」)を掛け合わせて算出 ■ 年間電気代はPCの消費電力(主要企業公開情報)と1kwhあたりの電力料金を元に試算
			10 PC用セキュリティソフト料金	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番9を参照)と、セキュリティソフト代金(主要企業公開情報)を用いて算出
			11 インターネット等通信料金	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番9を参照)と、インターネット通信料金(主要企業公開情報)を用いて算出
			12 EB月額利用料	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB月額利用料単価(算出時は12ヵ月分)、EB新規契約企業数を用いて算出 ■ EB新規契約企業数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)に、アンケート結果で得られた手形利用率、EB未利用率を掛け合わせて算出
	電子記録債権発生	13 発生記録手数料	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発生記録手数料単価と、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)を用いて算出 ■ 発生記録手数料単価は、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率に応じて、当行あて、他行あての単価をあてはめて算出 ■ 発生記録手数料単価は、金融機関セグメント毎の手形利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算 	
	電子記録債権譲渡	14 譲渡記録手数料	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 譲渡記録手数料単価と、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)、アンケート結果より得られた債権譲渡率を用いて算出 ■ 電子記録譲渡債権手数料単価は、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率に応じて、当行あて、他行あての単価をあてはめて算出 ■ 電子記録譲渡債権手数料単価は、金融機関セグメント毎の手形利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算 	
	電子記録債権支払	15 入金手数料	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入金手数料単価と、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)、分割計数(でんさいネット「でんさいネット請求等取扱高」)を用いて算出 ■ 入金手数料単価は、金融機関セグメント毎の手形利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算 	
	全フロー共通	16 人件費	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、アンケート調査から得られた電子記録債権1件当たり処理時間、手形利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)をもとに算出 	

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ②小切手⇒エレクトロニックバンキング(1/2)

■ 小切手機能の電子化経済効果(コスト増減インパクト)に関する推計方法詳細は以下の通り。

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により削減影響がある項目	運用費用	用紙購入	1 用紙交付手数料	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 用紙交付手数料単価と、小切手利用枚数を用いて算出 ■ 用紙交付手数料単価は、金融機関セグメント毎の小切手利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算 ■ 小切手利用枚数は、小切手交換枚数(全銀協データ)をもとに、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率、アンケート調査結果を用いて算出
		振出 & 受取	2 郵送費	■ 振出側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送単価と、商取引利用での小切手郵送数を用いて算出 ■ 商取引利用での小切手郵送数は、小切手利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)に、アンケート調査で得られた商取引での小切手利用率と手形・小切手郵送率を掛け合わせて算出
		領収書発行	3 領収書印紙代	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商取引での小切手振出高と、印紙税率を用いて算出 ■ 商取引利用での小切手振出高は、小切手交換高(全銀協「決済統計年報」「電子交換所における手形交換高などの統計」)、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率、アンケート調査で得られた商取引での小切手利用率をもとに算出
			4 領収書郵送費	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送単価と、商取引利用での領収書郵送数を用いて算出 ■ 商取引での領収書郵送数は、小切手利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)に、アンケート調査で得られた商取引での小切手利用率と、領収書郵送率を掛け合わせて算出
		取立依頼	5 取立手数料	■ 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取立手数料単価と、商取引での小切手利用枚数(算出の考え方は項番2を参照)を用いて算出 ■ 取立手数料単価は、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率に応じて、当行あて、他行あての単価をあてはめて算出 ■ 取立手数料単価は、金融機関セグメント毎の小切手利用枚数上位5行の平均手数料を使用して試算
		全フロー共通	6 人件費	■ 振出 & 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、アンケート調査から得られた小切手1枚当たり処理時間、小切手利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)をもとに算出 ■ 小切手1枚当たりの処理時間は、商取引利用の場合と、商取引以外の利用の場合を分けて算出して、試算に反映した
			7 紛失等リスクコスト	■ 振出 & 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紛失に関する諸経費と、年間紛失発生件数(官報に掲載された裁判所公告)をもとに算出

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ②小切手⇒エレクトロニックバンキング(2/2)

(前頁の続き)

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により増加影響がある項目	運用費用	IT化	8 PC利用に係る電気代	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数と、年間電気代を用いて算出 ■ 新規PC購入台数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた振出小切手利用率、事業所PC未保有率(総務省「情報通信白書」)を掛け合わせて算出 ■ 年間電気代はPCの消費電力(主要企業公開情報)と1kwhあたりの電力料金を元に試算
			9 PC用セキュリティソフト料金	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番8を参照)と、セキュリティソフト代金(主要企業公開情報)を用いて算出
			10 インターネット等通信料金	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番8を参照)と、インターネット通信料金(主要企業公開情報)を用いて算出
			11 EB月額利用料	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB月額利用料単価(算出時は12ヵ月分)、EB新規契約企業数を用いて算出 ■ EB新規契約企業数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)に、アンケート結果で得られた振出小切手利用率、EB未利用率を掛け合わせて算出
	振込	12 振込手数料	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小切手利用枚数と、振込手数料単価を用いて算出 ■ 振込手数料単価は、金融機関セグメント毎のEB未利用者上位5行の平均手数料を使用して試算 ■ 小切手利用枚数は、アンケート調査で得られた小切手利用用途別利用率、検討会の調査(2018年 実態調査より)で得られた自行交換分比率をもとに、利用用途別に適切な振込手数料単価をあてはめて算出 	
	全フロー共通	13 人件費	■ 振込側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、アンケート調査から得られたEB振込1件当たり処理時間、小切手利用枚数(算出の考え方は項番1を参照)をもとに算出 ■ EB振込1件当たりの処理時間は、商取引利用の場合と、商取引以外の利用の場合を分けて算出して、試算に反映した 	

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ③社会全体の経済効果推計 ランニングコストにおけるIT化コスト

- 社会全体の経済効果推計のランニングコスト内のIT化コストの推計方法については、以下の通り。
- なお、社会全体の経済公開推計は、手形・小切手別の推計結果の合算とは一致しない(社会全体の経済公開推計は、手形・小切手いずれかを利用してしている企業の比率を用いて推計を行っているため)。

全体推計におけるIT化コスト

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により増加影響がある項目	運用費用	IT化	1 PC利用に係る電気代	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数と、年間電気代を用いて算出 ■ 新規PC購入台数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた手形・振出小切手利用率、事業所PC未保有率(総務省「情報通信白書」)を掛け合わせて算出 ■ 年間電気代はPCの消費電力(主要企業公開情報)と1kwhあたりの電力料金を元に試算
			2 PC用セキュリティソフト料金	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番1を参照)と、セキュリティソフト代金(主要企業公開情報)を用いて算出
			3 インターネット等通信料金	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番1を参照)と、インターネット通信料金(主要企業公開情報)を用いて算出
			4 EB月額利用料	■ 振出&受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB月額利用料単価(算出時は12ヵ月分)、EB新規契約企業数を用いて算出 ■ EB新規契約企業数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)に、アンケート結果で得られた手形・振出小切手利用率、EB未利用率を掛け合わせて算出

電子化経済効果(コストインパクト)の推計方法 ④イニシャルコスト:手形・小切手⇒電子記録債権・EB

■ 電子化初年度のみ影響がでるイニシャルコストについての推計方法詳細は以下の通り。

		関連取引	コスト項目	負担主体	コストインパクト推計の考え方
電子化により増加影響がある項目	初期費用	IT化	1 PC 購入費用	■ 振出& 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数、PC単価(政府統計「小売物価統計調査」)を用いて算出 ■ 新規PC購入台数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた手形・振出小切手利用率、事業所PC未保有率(総務省「情報通信白書」)を掛け合わせて算出
			2 IT教育 研修費	■ 振出& 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規PC購入台数(算出の考え方は項番1を参照)、IT教育研究費(2018年検討会報告書 産労総合研究所「教育研修費用の実態調査」)を用いて算出
			3 EB初期 契約料	■ 振出& 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB初期契約料単価、EB新規契約企業数を用いて算出 ■ EB新規契約企業数は、国内企業数(経済産業省「経済センサス」)に、アンケート調査で得られた手形・振出小切手利用率、EB未利用率を掛け合わせて算出
			4 でんさい・EB の契約・セット アップ等	■ 振出& 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形・振出小切手利用者数(除くでんさい利用)、財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、契約・セットアップ等に係る時間(2018年 検討会報告書)を用いて算出 ■ 手形・振出小切手利用者数は国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた手形・振出小切手利用率(でんさい未利用)を掛け合わせて算出
			5 取引先との調 整・商取引契 約更新	■ 振出& 受取側	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形・小切手振出者数、財務省「法人企業統計年報」より算出した人件費単価、取引先との調整・契約更新に係る時間(2018年 検討会報告書)を用いて算出 ■ 手形・小切手振出者数は国内企業数(経済産業省「経済センサス」)にアンケート調査で得られた手形・振出小切手利用率、振出比率を掛け合わせて算出

産業界における手形等の利用実態・電子化ボトル ネック等に関する『アンケート調査』 分析結果

アンケート調査 実施概要

アンケート調査 実施概要

- 手形・小切手の利用実態および手形・小切手機能の全面的な電子化の認知状況、電子化に向けた取り組み状況・ボトルネック等の把握を目的に、企業等の経理・財務部門責任者、あるいはそれに準ずる方を対象に、WEBアンケート調査を2023年3月上旬に実施。

アンケート調査 実施概要

- 調査対象：
 - WEB調査会社保有のアンケートモニターのうち、企業等の経理・財務部門の責任者、あるいはそれに準ずる方
- 回収件数：1,036件
 - うち大企業315件、中小企業396件、小規模事業者325件
- 調査内容：
 - 手形・小切手の利用実態、利用廃止のボトルネック
 - 手形・小切手機能の全面的な電子化の認知状況、電子化に向けた取り組み状況・ボトルネック等
- 調査手法：WEB調査会社パネル会員に対するWEBアンケート調査
- 調査時期：2023年3月3日(金)～3月9日(木)
- 集計方法：
 - 産業別・企業規模別の企業数(中小企業庁公表)分布に合わせ補正を加えた上で集計を実施(ウェイトバック集計を実施)。
 - ※ウェイトバック前・後の件数内訳は次頁参照。

業種・企業規模別回収件数

- | | | | |
|-------------|------|-------------|------|
| ■ 建設業： | 218件 | ■ 小売業： | 156件 |
| ● うち大企業： | 51件 | ● うち大企業： | 49件 |
| ● うち中小企業： | 94件 | ● うち中小企業： | 55件 |
| ● うち小規模事業者： | 73件 | ● うち小規模事業者： | 52件 |
| ■ 製造業： | 279件 | ■ サービス・その他： | 166件 |
| ● うち大企業： | 93件 | ● うち大企業： | 56件 |
| ● うち中小企業： | 93件 | ● うち中小企業： | 55件 |
| ● うち小規模事業者： | 93件 | ● うち小規模事業者： | 55件 |
| ■ 卸売業： | 217件 | | |
| ● うち大企業： | 66件 | | |
| ● うち中小企業： | 99件 | | |
| ● うち小規模事業者： | 52件 | | |

【参考】 ウェイトバック前／後のサンプル数・構成比について

- ウェイトバック前・後の件数等内訳は以下の通り。
- 前ページ記載の通り、今回アンケート集計では、産業別・企業規模別の企業数(中小企業庁公表)分布に合わせ補正を加えた上で集計を実施した(後掲のアンケート分析結果はウェイトバック後集計結果にもとづくものとなる※)。
- 後掲のアンケート分析結果内のグラフ・数表に関する数値は、実際のアンケート回答数に対応するウェイトバック補正前n、及びウェイトバック補正後のアンケート回答結果(例:回答構成比等)を掲載。

※たとえば、全体結果の数値は、当該ウェイトバック補正に伴い、構成比の大きい小規模事象者の回答結果の影響を強く受けたものとなっている点には留意が必要。

ウェイトバック前／後のサンプル数・構成比

		ウェイトバック補正前 (WB補正前)		ウェイトバック補正後 (WB補正後)	
		n(件)	構成比(%)	n(件)	構成比(%)
全体		1,036	100.0	1,036	100.0
企業規模	大企業	315	30.4	3	0.3
	中小企業	396	38.2	153	14.8
	小規模事業者	325	31.4	880	84.9
業種	建設業	218	21.0	124	12.0
	製造業	279	26.9	110	10.7
	卸売業	217	20.9	60	5.8
	小売業	156	15.1	181	17.4
	サービス業・その他業種	166	16.0	560	54.1

アンケート調査 結果総括

(電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する認知状況等について)

アンケート調査結果から導出した論点

再掲

※企業等の経理・財務部門責任者等を対象としたアンケート調査(2023年3月上旬に実施。有効回答数1,036件)の結果にもとづき論点を整理。

論点

手形の利用廃止・ 電子記録債権(でんさい等) への移行

- **手形の利用廃止を望む声は多いが、取引先都合、自社都合、電子記録債権に起因する要因等が複合的に影響し、利用廃止が進んでいない。ただし、電子記録債権が安価に利用できる等の条件が整えば、電子化移行が加速する可能性あり(電子記録債権の認知拡大は別途必要)**
 - 手形の振出では「やめたい」5割、「やめたいがやめられない」3割、「やめたくない」2割(受取は、5割、4割、1割)。
 - 手形利用をやめたいがやめられない理由は、振出、受取とも、「取引相手側が手形利用を希望」、「電子記録債権にしたいが取引相手側が非対応」に加え、自社都合(「経理事務変更への抵抗」等)が上位。
 - やめたくない理由は、振出・受取とも「利用をやめる必要性を感じない」、「経理事務変更に抵抗がある」等が上位。加えて、振出では「電子記録債権より手形の方が総費用が安い」、受取では「裏書譲渡が可能」も上位に。
 - 電子記録債権非利用理由は、「利用頻度が低く導入メリットが小さい」、「電子記録債権についてよく知らない」、「導入後の月々の費用が高い」が上位。

小切手の利用廃止・ EBへの移行

- **小切手の振出を「やめたくない」が4割近く存在。現状のEBでは、紙の小切手が持つ機能面・費用面の利点を充足・代替する内容になっていない可能性あり**
 - 小切手の振出では「やめたい」と「やめたいが、やめられない」がともに3割、「やめたくない」が4割で最多。受取では「やめたい」3割、「やめたいが、やめられない」約5割、「やめたくない」2割。
 - 振出をやめたくない理由は、「多額の現金取扱いが不要」、「振込と比べて手間がかからない」など小切手が持つ機能面の理由に次ぎ、「電子的決済サービスより小切手の方がトータル費用が安い」という費用面の理由が続く。
 - EB非利用理由は「利用頻度が低くメリットが小さい」、「セキュリティが心配」、「入力ミス等が不安」が上位。

全面的電子化に関する 認知の醸成

※電子化移行に関する懸念
払しょくにつながる活動の
強化等も含む。

- **全面的電子化に関する認知状況は不十分(小切手は特に)。加えて、電子化移行への懸念を訴える企業の割合、電子化対応予定がない企業の割合も高い。懸念払しょくにつながる活動等の強化が必要か**
 - 全面的な電子化を認知している割合は、手形利用企業で7割、小切手利用企業で4割。
 - 手形等の利用がなくなり電子化した場合の懸念有無についても、手形等利用企業の5割超が懸念ありと回答。
 - 「中小企業・小規模事業者、経営者が高齢者の企業などの一部取引先が電子化対応できるか」が懸念点(ヒアリング調査より)。
 - 電子化対応予定についても「現時点で、利用をやめる予定はない」が手形等利用企業で5割。全面的な電子化を認知している手形・小切手利用企業でも、4割が「現時点で、利用をやめる予定はない」と回答。

【参考】アンケート調査結果サマリー(企業規模別)

※全体結果との比較を掲載。

企業規模別	手形	利用停止意向	■ 大企業、中小企業では、振出を「やめたいが、やめられない」の割合が高い。
		振出をやめられない理由 (複数回答)	■ 大企業では、「相手側が手形を希望」、「相手側が電子記録債権非利用」、「経理事務変更への抵抗」が上位。 ■ 中小企業では、「相手側が手形を希望」、「相手側が電子記録債権非利用」、「自社慣習・経営層の考え方」が上位で、電子記録債権関連理由(機能が不十分、セキュリティへの不安)等が続く。
		受取をやめられない理由 (複数回答)	■ 大企業では、「相手側が手形を希望」、「相手側が電子記録債権非利用」、「電子記録債権の使い方がわからない」が上位。 ■ 中小企業では、「相手側が手形を希望」、「相手側が電子記録債権非利用」、「自社の慣習・経営層の考え方」が上位。電子記録債権関連理由(利用できる環境ではない、機能が不十分)等が続く。
		全面的な電子化に対する認知	■ 手形利用のある企業においては、企業規模の大きいほど認知が進んでいる。 ● 「(手形・小切手の全面的な電子化について)どちらも知らない」の割合は、全体で24%、大企業14%、中小企業19%、小規模事業者26%。
	小切手	利用停止意向	■ 大企業、中小企業では、振出の「やめたいが、やめられない」、受取の「やめたい」の割合がそれぞれ高い。
		振出をやめられない理由 (複数回答)	■ 中小企業では、「相手側が小切手を希望」、「自社の慣習・経営層の考え方」、「電子的決済サービスのセキュリティが不安」が上位。特に、「自社の慣習・経営層の考え方」は全体結果と比べ高い割合となっている。
		受取をやめられない理由 (複数回答)	■ 中小企業では、「相手方が小切手を希望」、「相手側が商品等の受取りと同時に支払いを希望」(同時履行性)、「経理事務変更への抵抗」が上位。特に、「経理事務変更への抵抗」が全体結果と比べ高い割合となっている。
		全面的な電子化に対する認知	■ 小切手利用がある企業における認知は、中小企業、小規模事業者で芳しくない。 ● 「(手形・小切手の全面的な電子化について)どちらも知らない」の割合は、全体で37%、大企業6%、中小企業27%、小規模事業者41%。

【参考】アンケート調査結果サマリー(業種別)

※全体結果との比較を掲載。一定のサンプル数となった業種別結果のみを掲載(不十分サンプル結果については非掲載)。

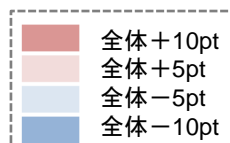
業種別	手形	利用停止意向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振出では、建設業、製造業、卸売業において、「やめたいが、やめられない」の割合が全体と比べて高い。 ■ 受取においては、建設業で「やめたい」の割合が、製造業で「やめたいが、やめられない」の割合が、卸売業で「やめたくない」の割合が全体と比べて高い。
		振出をやめられない理由(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業では、「相手側が手形を希望」、「相手側が電子記録債権非利用」が4割前後で上位。以下、「経理事務変更への抵抗」、「電子記録債権の使い方がわからない」が2割台で続く。なお、他業種の結果は不十分サンプルのため参考値。
		受取をやめられない理由(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業では、「相手側が手形を希望」が5割超で最多、「相手側が電子記録債権非利用」が3割、「自社の慣習・経営層の考え方」が1割で続く。
		全面的な電子化に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形利用のある企業における認知状況は、業種によるばらつきが存在。建設業、製造業と比べ、卸売業での認知が芳しくない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「(手形・小切手の全面的な電子化について)どちらも知らない」の割合は、全体で24%に対し、建設業23%、製造業31%、卸売業39%。
	小切手	利用停止意向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振出では卸売業、製造業において「やめたい」の割合が全体と比べて高い。 ■ 受取では建設業、卸売業において「やめたい」の割合が全体と比べて高い。
		振出をやめたい理由(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業では、「買掛金・資金繰りの管理が面倒」が、卸売業では「小切手への押印が面倒」等の割合が全体と比べ高い割合となっている。
		受取をやめたい理由(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業において、「訪問・郵送等での受取が面倒」の割合が全体と比べ高い割合となっている。
		全面的な電子化に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小切手利用のある企業における認知状況は、いずれの業種も手形の認知状況と比べ芳しくない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「(手形・小切手の全面的な電子化について)どちらも知らない」の割合は、全体で37%に対し、建設業27%、製造業34%、卸売業40%。

アンケート調査 個別設問調査結果

図表の見方

■ 数表の凡例

・補正前n \geq 30の場合、全体との比率の差を下記網掛けで表示。



・補正前n<30の場合 不十分サンプルのため集計結果は参考値。
灰色字で表示。

■ 横帯グラフの凡例

・補正前n<30の場合、グラフを灰色網掛けで表示。

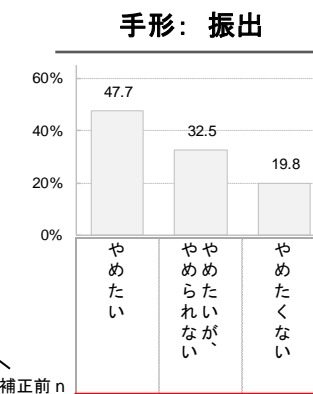
(数表の例)

手形・小切手
それぞれの利用企業

設問対象条件

原則、補正前n \geq 30の場合のみ、分析を実施。n<30の場合は参考値扱い。

分析軸



		全体	補正前 n	やめた	やめたけれど、	やめたくない
企業規模	大企業	(240)	47.7	32.5	19.8	
	中小企業	(92)	42.1	47.7	10.2	
	中小企業	(114)	44.8	45.0	10.2	
	小規模事業者	(34)	49.1	26.4	24.4	
業種	建設業	(55)	37.2	38.9	23.9	
	製造業	(90)	35.2	43.9	20.9	
	卸売業	(60)	21.3	43.4	35.3	
	小売業	(20)	62.3	17.0	20.6	
	サービス業・その他業種	(15)	87.2	12.4	0.4	

ウェイトバック補正後の集計結果を掲載。

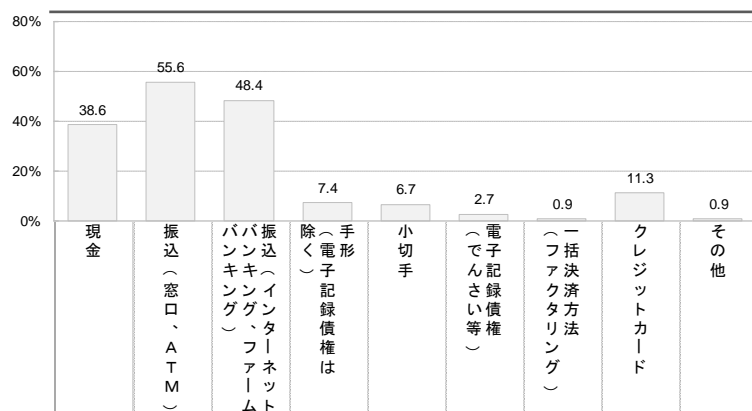
手形・小切手の利用意向等

各種決済方法の利用状況

- 振出では、「手形」、「小切手」の利用率はともに7%。「電子記録債権」は3%、EBが対応する「振込(インターネットバンキング等)」が48%。
 - 「振込(インターネットバンキング等)」は、企業規模別で大きな差が存在。大企業、中小企業で高い、小規模事業者で低い。
- 受取では、「手形」、「小切手」の利用率はそれぞれ9%、10%。「電子記録債権」は5%。
 - 手形、小切手、電子記録債権については、振出・受取とも、企業規模別では大企業、中小企業の利用率が高く、業種別では製造業、卸売業の利用率が高い(全体との比較)。

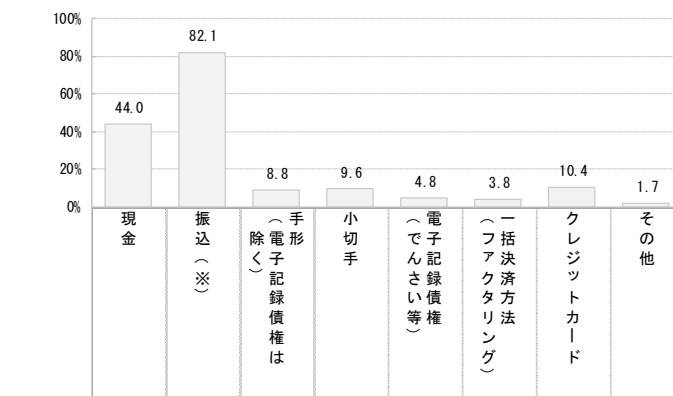
各種決済方法の利用状況 ※複数回答

仕入先との取引(振出)



		補正前n	現金	振込 (窓口、ATM)	バンキング (インターネットバンキング、ファーム)	除く(電子記録債権は)	手形	小切手	電子記録債権 (でんさい等)	一括決済方法 (ファクタリング)	クレジットカード	その他
全体		(1,036)	38.6	55.6	48.4	7.4	6.7	2.7	0.9	11.3	0.9	
企業規模	大企業	(315)	20.2	34.5	75.5	23.5	14.3	21.0	11.4	13.2	0.2	
	中小企業	(396)	33.1	42.3	68.8	15.9	16.4	7.6	4.3	16.5	0.1	
	小規模事業者	(325)	39.6	58.0	44.7	5.9	5.0	1.7	0.2	10.4	1.1	
業種	建設業	(218)	32.6	60.5	45.0	11.7	5.9	2.3	0.1	9.6	0.0	
	製造業	(279)	23.5	46.8	57.6	21.9	16.5	11.6	3.1	9.8	0.0	
	卸売業	(217)	26.6	41.6	65.0	17.3	14.9	7.6	0.1	4.5	1.6	
	小売業	(156)	48.7	50.0	45.0	7.7	7.6	2.3	0.3	13.3	0.0	
	サービス業・その他業種	(166)	41.0	59.6	46.6	2.4	3.7	0.6	0.8	12.0	1.5	

販売先との取引(受取)



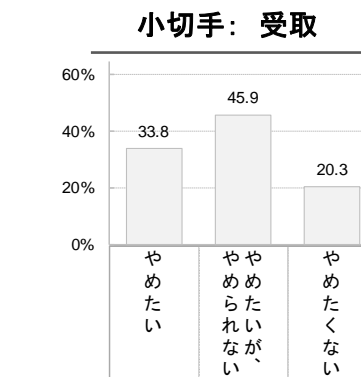
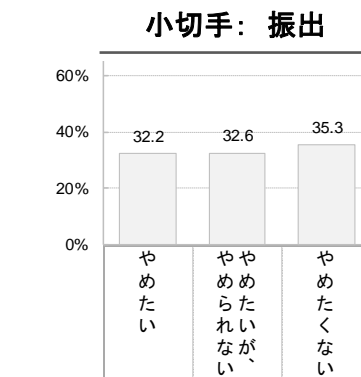
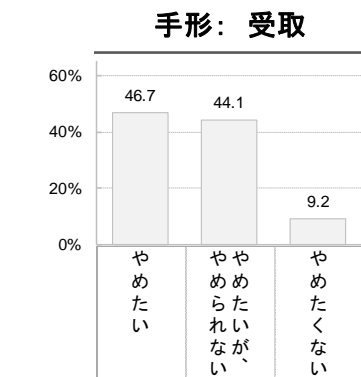
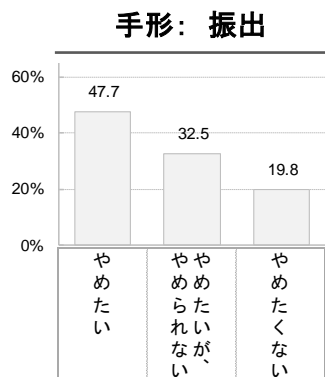
		補正前n	現金	振込 (※)	除く(電子記録債権は)	手形	小切手	電子記録債権 (でんさい等)	一括決済方法 (ファクタリング)	クレジットカード	その他
全体		(1,036)	44.0	82.1	8.8	9.6	4.8	3.8	10.4	1.7	
企業規模	大企業	(315)	32.5	83.7	30.0	21.5	22.6	12.8	17.9	0.7	
	中小企業	(396)	47.4	86.3	15.8	18.2	11.3	6.5	20.8	1.6	
	小規模事業者	(325)	43.4	81.3	7.5	8.0	3.6	3.3	8.6	1.7	
業種	建設業	(218)	34.3	86.3	13.1	9.9	6.4	2.9	6.8	0.0	
	製造業	(279)	19.5	86.8	37.9	24.1	20.9	12.2	4.1	0.2	
	卸売業	(217)	31.5	89.9	21.8	22.9	12.1	5.2	4.2	1.6	
	小売業	(156)	75.7	61.4	8.3	9.2	4.5	3.5	34.0	3.5	
	サービス業・その他業種	(166)	42.1	86.0	0.9	5.3	0.6	2.4	5.6	1.8	

手形・小切手の今後の利用意向(現在利用している企業)

- 手形では、振出について「やめたい」が48%、「やめたいが、やめられない」が33%、「やめたくない」が20%。受取について「やめたい」が47%、「やめたいが、やめられない」が44%、「やめたくない」が9%。
 - 企業規模別の大企業、中小企業、業種別の建設業、製造業、卸売業において、振出を「やめたいが、やめられない」の割合が高い。
- 小切手では、振出について「やめたい」が32%、「やめたいが、やめられない」が33%、「やめたくない」が35%。受取について「やめたい」が34%、「やめたいが、やめられない」が46%、「やめたくない」が20%。
 - 大企業、中小企業では、振出の「やめたいが、やめられない」、受取の「やめたい」の割合がそれぞれ高い。

手形・小切手の今後の利用意向(現在利用している企業)

手形・小切手
それぞれの利用企業



		補正前 n	やめたい	やめたいが、やめられない	やめたくない
全体		(240)	47.7	32.5	19.8
企業規模	大企業	(92)	42.1	47.7	10.2
	中小企業	(114)	44.8	45.0	10.2
	小規模事業者	(34)	49.1	26.4	24.4
業種	建設業	(55)	37.2	38.9	23.9
	製造業	(90)	35.2	43.9	20.9
	卸売業	(60)	21.3	43.4	35.3
	小売業	(20)	62.3	17.0	20.6
	サービス業・その他業種	(15)	87.2	12.4	0.4
			(16)	64.8	33.7
		補正前 n	やめたい	やめたいが、やめられない	やめたくない
全体		(289)	46.7	44.1	9.2
企業規模	大企業	(114)	50.2	40.4	9.4
	中小企業	(121)	53.2	39.4	7.3
	小規模事業者	(54)	44.3	45.8	9.8
業種	建設業	(56)	55.9	43.7	0.4
	製造業	(121)	37.4	50.5	12.1
	卸売業	(75)	46.3	29.7	24.0
	小売業	(21)	57.5	42.5	0.0
	サービス業・その他業種	(16)	64.8	33.7	1.6
			(16)	64.8	33.7
		補正前 n	やめたい	やめたいが、やめられない	やめたくない
全体		(150)	32.2	32.6	35.3
企業規模	大企業	(49)	33.9	42.5	23.6
	中小企業	(72)	41.0	48.4	10.5
	小規模事業者	(29)	27.0	23.3	49.7
業種	建設業	(28)	50.4	25.7	23.9
	製造業	(52)	40.8	34.2	25.0
	卸売業	(36)	43.6	32.3	24.1
	小売業	(16)	8.5	50.2	41.3
	サービス業・その他業種	(18)	28.9	22.0	49.1
			(18)	28.9	22.0
		補正前 n	やめたい	やめたいが、やめられない	やめたくない
全体		(212)	33.8	45.9	20.3
企業規模	大企業	(79)	40.7	42.3	16.9
	中小企業	(88)	45.5	42.1	12.4
	小規模事業者	(45)	29.1	47.4	23.5
業種	建設業	(39)	57.4	42.6	0.0
	製造業	(64)	31.9	38.2	29.9
	卸売業	(68)	52.2	38.0	9.8
	小売業	(20)	27.5	68.9	3.6
	サービス業・その他業種	(21)	20.5	44.9	34.6
			(21)	20.5	44.9

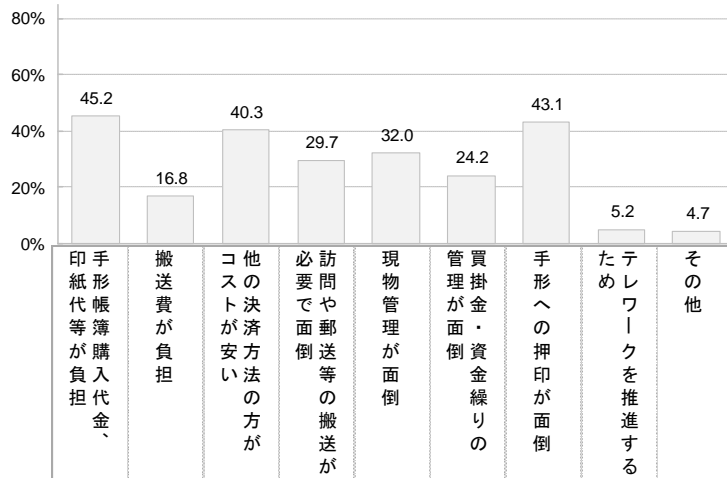
手形の振出／受取をやめたい理由

- 振出をやめたい理由は、「手形帳簿購入代金等が負担」、「手形への押印が面倒」、「他の決済方法の方が安い」が上位。
- 受取をやめたい理由は、「取立手数料等が負担」、「支払い繰り延べをせず、現金(振込)で支払ってほしい」、「不渡リスクがある」が上位。

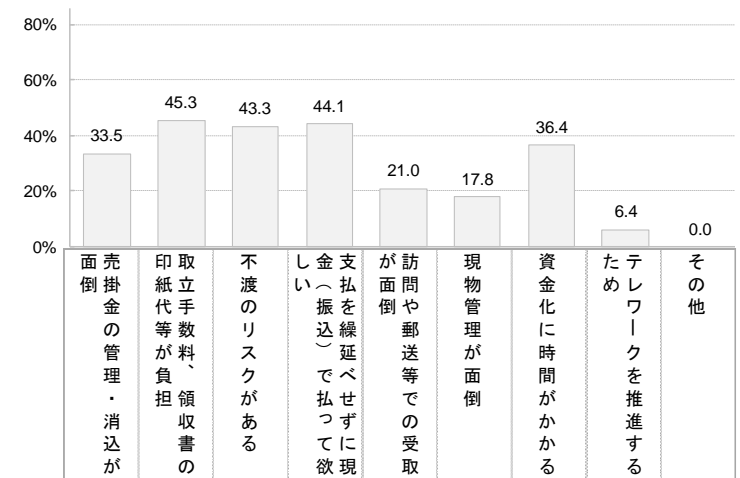
手形の振出／受取をやめたい理由 ※複数回答

手形の振出／受取をやめたい企業

振出をやめたい理由



受取をやめたい理由



		補正前 n	印紙帳簿購入代金、手形への押印が面倒	搬送費が負担	他の決済方法の方が安い	訪問や郵送等の搬送が必要で面倒	現物管理が面倒	買掛金・資金繰りの管理が面倒	手形への押印が面倒	テレワークを推進するため	その他
全体		(205)	45.2	16.8	40.3	29.7	32.0	24.2	43.1	5.2	4.7
企業規模	大企業	(84)	63.1	39.4	51.7	36.7	41.5	21.6	32.2	16.8	0.9
	中小企業	(97)	58.2	22.7	36.7	46.2	37.0	33.1	38.8	14.3	3.8
	小規模事業者	(24)	37.6	13.0	42.1	20.3	29.0	19.3	45.7	0.0	5.2
業種	建設業	(45)	80.9	33.7	49.5	48.9	19.7	18.5	35.4	1.7	0.5
	製造業	(79)	30.1	19.5	21.4	29.2	22.1	26.4	40.6	2.9	10.6
	卸売業	(50)	59.2	31.2	36.8	35.3	35.1	18.8	49.6	5.6	2.6
	小売業	(18)	52.6	5.7	21.2	16.1	5.5	31.2	10.8	5.5	5.3
	サービス業・その他業種	(13)	23.7	0.6	77.1	22.9	76.7	22.9	76.5	11.2	0.0

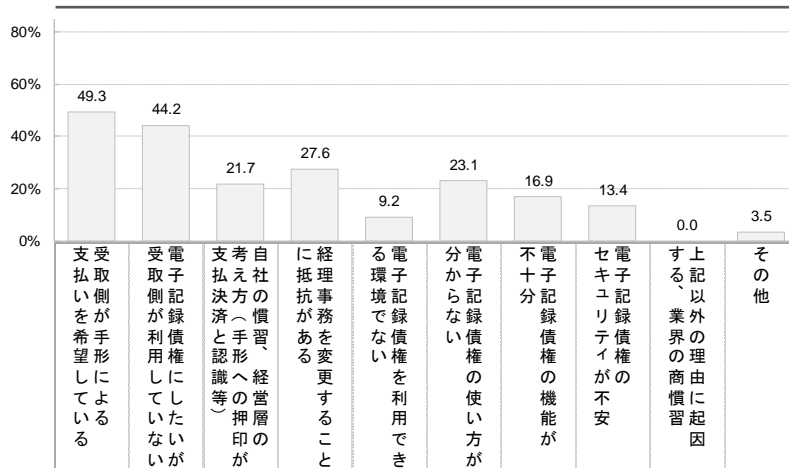
		補正前 n	取立手数料、領収書の管理・消込が面倒	不渡のリスクがある	支払い繰り延べをせず、現金(振込)で払ってほしい	訪問や郵送等での受取が面倒	現物管理が面倒	資金化に時間がかかる	テレワークを推進するため	その他
全体		(264)	45.3	43.3	44.1	21.0	17.8	36.4	6.4	0.0
企業規模	大企業	(107)	51.1	46.7	56.1	28.0	33.9	38.4	20.9	17.4
	中小企業	(110)	37.6	46.0	46.3	48.8	40.1	35.4	35.7	15.6
	小規模事業者	(47)	31.7	45.1	42.0	42.7	13.6	10.9	36.9	2.7
	建設業	(53)	44.6	45.0	43.5	63.9	23.5	13.1	43.1	10.0
	製造業	(110)	20.9	43.8	47.8	36.0	18.0	18.5	28.5	1.5
業種	卸売業	(67)	37.1	56.1	53.9	52.6	26.3	30.6	32.7	0.2
	小売業	(21)	49.9	46.0	27.3	30.8	7.8	8.1	41.9	0.2
	サービス業・その他業種	(13)	34.2	33.2	35.8	64.2	66.3	32.6	64.2	63.7
	その他	(13)	34.2	33.2	35.8	64.2	66.3	32.6	64.2	63.7

手形の振出をやめられない理由・やめたくない理由

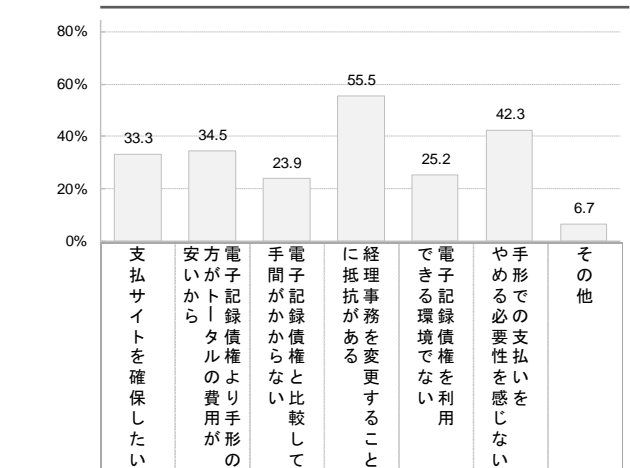
- 振出をやめられない理由は、「受取側が手形による支払いを希望」が約5割、「電子記録債権を受取側が利用していない」が4割、「経理事務変更に抵抗がある」が約3割。なお、電子記録債権関連では、「使い方がわからない」、「機能が不十分」が約2割存在している。
- 振出をやめたくない理由は、「経理事務変更に抵抗あり」が5割超、「手形での支払いをやめる必要性を感じない」が4割で上位。以下、「電子記録債権より手形の方が総費用が安い」、「支払いサイトを確保したい」がともに3割台で続く。

手形の振出をやめられない理由・やめたくない理由 ※複数回答

振出をやめられない理由



振出をやめたくない理由



		補正前 n	受取側が手形による支払いを希望している	電子記録債権を利用していないが電子記録債権にしたい	考え方の違い（手形への押印が認められない）	自社の慣習、経営層の意向による	経理事務変更に抵抗がある	電子記録債権を利用できない環境ではない	電子記録債権の使い方がわからない	電子記録債権の機能が不十分	電子記録債権のセキュリティが不安	上記以外の理由に起因する、業界の商慣習	その他
全体		(106)	49.3	44.2	21.7	27.6	9.2	23.1	16.9	13.4	0.0	3.5	
企業規模	大企業	(39)	61.0	39.0	25.7	35.0	3.0	9.5	4.0	16.0	0.0	0.0	
	中小企業	(55)	52.7	51.2	39.3	20.9	13.5	26.3	30.9	29.9	0.0	0.6	
	小規模事業者	(12)	46.3	38.8	7.5	32.8	6.0	20.9	6.0	0.0	0.0	6.0	
業種	建設業	(25)	64.9	62.7	7.6	30.8	1.2	2.2	2.2	2.2	0.0	1.1	
	製造業	(40)	44.4	39.6	14.5	27.0	6.2	23.8	7.8	4.7	0.0	0.0	
	卸売業	(26)	36.4	24.5	15.8	21.8	21.8	21.8	25.9	0.0	0.0	17.9	
	小売業	(7)	25.2	24.5	49.1	50.3	24.5	24.5	24.5	49.1	0.0	0.0	
	サービス業・その他業種	(8)	97.0	92.5	92.5	4.5	0.0	91.0	89.5	92.5	0.0	0.0	

		補正前 n	支払いサイトを確保したい	電子記録債権より手形の方が総費用が安い	電子記録債権と比較して手間がかからない	経理事務変更に抵抗がある	電子記録債権を利用できない環境ではない	手形での支払いをやめる必要性を感じない	その他
全体		(35)	33.3	34.5	23.9	55.5	25.2	42.3	6.7
		(8)	40.4	4.0	34.4	9.9	2.0	21.3	0.0
		(17)	46.4	13.8	30.1	27.6	6.6	36.7	0.0
		(10)	30.7	38.7	22.6	61.3	29.0	43.5	8.1
		(10)	3.7	0.1	1.8	92.9	0.0	48.2	0.0
		(11)	29.8	43.4	6.5	6.6	3.2	29.8	20.1
		(10)	14.6	4.9	9.7	53.7	22.0	9.7	0.0
		(2)	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	100.0	0.0
		(2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

手形の受取をやめられない理由・やめたくない理由

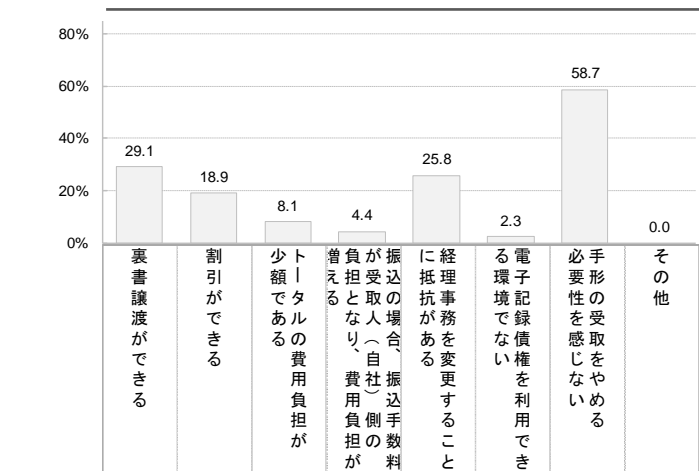
- 手形の受取をやめられない理由は、「振出側が手形による支払いを希望」が7割で最多。次いで、「電子記録債権を振出側が利用していない」が3割、「自社の慣習・経営層の考え方」が約2割で続く。
- 受取をやめたくない理由は「手形受取をやめる必要性を感じない」が約6割。「裏書譲渡可能」、「経理事務変更」に抵抗あり」が約3割で続く。

手形の受取をやめられない理由・やめたくない理由 ※複数回答

受取をやめられない理由



受取をやめたくない理由



手形の受取をやめられない企業・やめたくない企業

		補正前 n	振出側が手形による支払いを希望している	電子記録債権が利用していないが	自社の慣習・経営層の考え方（手形現物で売掛金回収の消込を行う等）	経理事務を変更することに抵抗がある	電子記録債権を利用できない環境でない	電子記録債権の使い方が分からない	電子記録債権の機能が不十分	電子記録債権のセキュリティが不安	上記以外の理由に起因する、業界の商慣習	その他
全体		(119)	72.2	31.3	19.0	15.8	6.4	4.7	6.1	5.1	0.0	2.5
企業規模	大企業	(43)	55.5	27.9	21.4	22.8	16.7	24.5	8.3	8.3	0.0	0.0
	中小企業	(52)	70.0	47.8	28.2	25.2	26.4	18.9	25.4	21.1	0.0	0.0
	小規模事業者	(24)	73.1	26.2	16.1	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4
業種	建設業	(23)	98.2	4.4	2.6	0.9	2.6	1.7	3.5	2.6	0.0	0.0
	製造業	(54)	54.4	30.4	13.6	7.9	3.2	0.1	2.4	1.6	0.0	4.8
	卸売業	(25)	67.7	37.4	4.8	4.6	4.6	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	小売業	(11)	98.8	44.5	45.2	45.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業・その他業種	(6)	96.9	95.4	92.3	95.4	95.4	93.8	93.8	93.8	0.0	0.0

		補正前 n	裏書譲渡ができる	割引ができる	振込の場合、振込手数料が負担となり、費用負担が増える	経理事務を変更することに抵抗がある	電子記録債権を利用できない環境でない	手形の受取をやめる必要性を感じない	その他
全体		(25)	29.1	18.9	8.1	4.4	25.8	2.3	58.7
企業規模	大企業	(7)	62.4	61.7	1.7	29.2	27.5	27.5	1.7
	中小企業	(11)	42.4	28.8	38.1	19.5	28.8	9.3	47.4
	小規模事業者	(7)	25.0	15.6	0.0	0.0	25.0	0.0	62.5
	建設業	(3)	95.2	0.0	2.4	2.4	0.0	0.0	2.4
	製造業	(11)	6.5	26.7	9.7	3.2	6.5	3.2	93.4
業種	卸売業	(8)	63.0	5.7	5.7	5.7	57.1	0.0	5.7
	小売業	(0)	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業・その他業種	(3)	66.7	66.7	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0

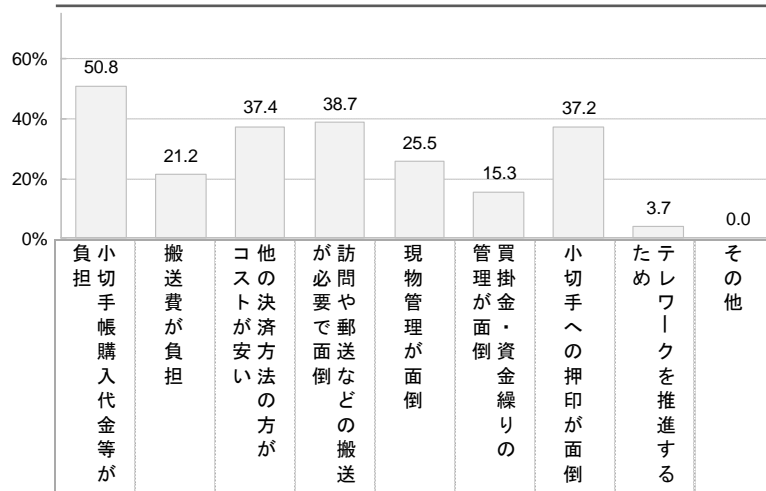
小切手の振出／受取をやめたい理由

- 小切手の振出をやめたい理由は、「小切手帳購入代金等が負担」、「搬送が必要で面倒」等が上位。
- 受取をやめたい理由は、事務負担、取立手数料等に関する負担、資金化にかかる時間等が上位。

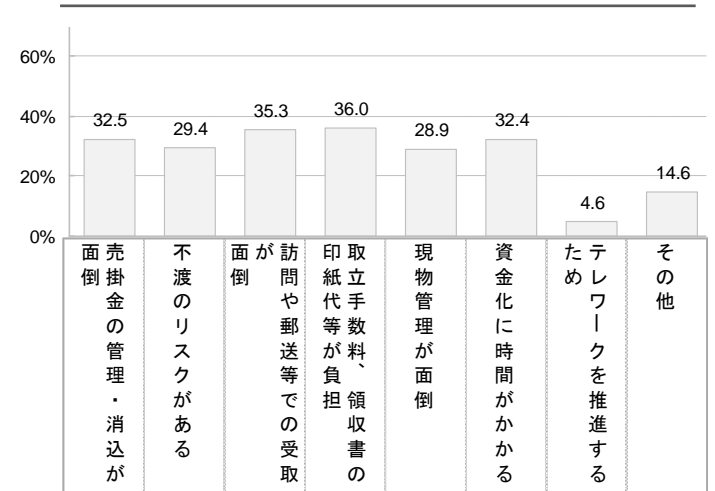
小切手の振出／受取をやめたい理由 ※複数回答

小切手の振出／受取をやめたい企業

振出をやめたい理由



受取をやめたい理由



		補正前 n	負担小切手帳購入代金等が	搬送費が負担	コストの決済方法の安いが	訪問や郵送などの搬送が必要で面倒	現物管理が面倒	買掛金・資金繰りの管理が面倒	小切手への押印が面倒	テレワークを推進するため	その他
全体		(124)	50.8	21.2	37.4	38.7	25.5	15.3	37.2	3.7	0.0
企業規模	大企業	(42)	51.0	36.1	44.0	37.8	51.2	23.9	47.8	6.7	0.0
	中小企業	(63)	49.7	17.3	38.5	25.8	50.0	12.9	32.7	7.3	0.0
	小規模事業者	(19)	51.8	25.0	36.1	51.8	0.0	17.6	41.7	0.0	0.0
業種	建設業	(25)	95.5	31.5	63.0	88.9	5.7	2.3	7.8	1.2	0.0
	製造業	(43)	39.6	14.8	18.6	27.1	5.1	24.9	33.3	6.1	0.0
	卸売業	(30)	49.4	10.8	23.0	31.9	16.2	22.8	58.6	2.7	0.0
	小売業	(13)	50.0	42.3	56.9	42.6	21.4	21.4	56.9	7.1	0.0
	サービス業・その他業種	(13)	43.2	14.8	42.5	28.6	71.4	0.2	28.9	0.0	0.0

		補正前 n	面倒掛金の管理・消込が	不渡のリスクがある	訪問や郵送等での受取が面倒	取立手数料、領取書の印紙代等が負担	現物管理が面倒	資金化にかかる時間がかかる	テレワークを推進するため	その他
全体		(184)	32.5	29.4	35.3	36.0	28.9	32.4	4.6	14.6
企業規模	大企業	(70)	39.8	40.0	37.7	53.1	45.6	30.8	27.5	0.0
	中小企業	(78)	37.5	33.5	36.7	44.5	53.5	37.5	7.7	0.7
	小規模事業者	(36)	30.1	27.5	34.6	32.0	17.7	30.1	3.0	20.9
	建設業	(38)	30.5	28.5	55.4	28.0	31.0	28.4	13.7	0.0
	製造業	(50)	15.5	21.8	31.9	34.6	15.5	25.6	2.0	5.5
業種	卸売業	(62)	29.9	3.3	38.5	39.8	31.5	34.9	0.2	14.4
	小売業	(18)	56.9	56.8	35.4	46.3	28.7	42.7	0.1	0.0
	サービス業・その他業種	(16)	31.5	31.5	23.6	31.5	39.1	31.2	8.1	44.8

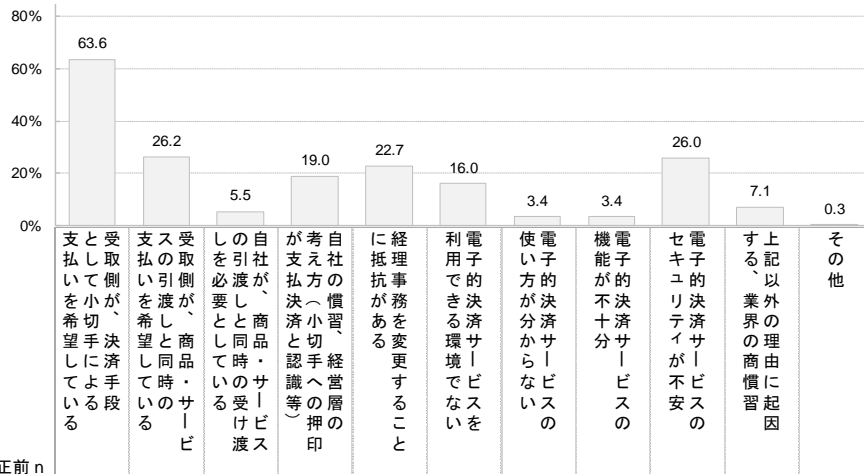
小切手の振出をやめられない理由・やめたくない理由

- 小切手の振出をやめられない理由は、受取側である相手都合によるもの(小切手支払を希望、商品等受け渡しと支払いの同時履行を希望)、「セキュリティが不安」が上位。なお、中小企業では、「自社の慣習、経営層の考え方」の割合が高い。
- やめたくない理由は「振込と比べ手間がかからない」、「多額の現金の取扱いが不要」、「EBより小切手の方が総費用が安い」が上位。

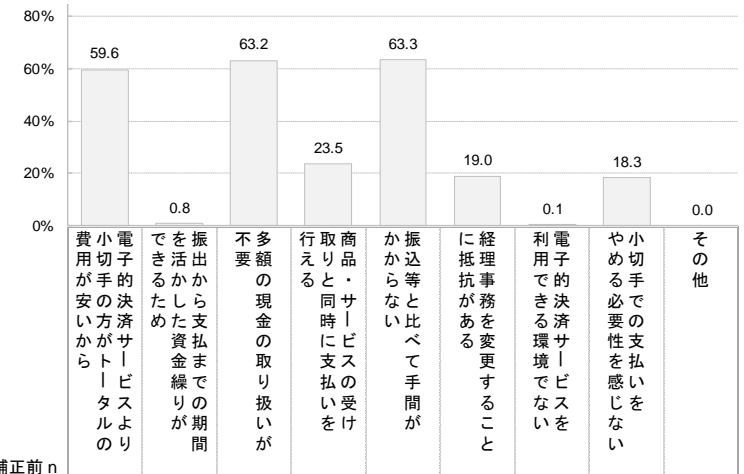
小切手の振出をやめられない理由・やめたくない理由 ※複数回答

小切手の振出をやめられない企業・やめたくない企業

振出をやめられない理由



振出をやめたくない理由



		補正前 n	希望する相手側の都合	セキュリティが不安	自社の慣習、経営層の考え方	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	受取側が商品・サービスの引渡しと同時の支払いを希望している	その他	
全体		(63)	63.6	26.2	5.5	19.0	22.7	16.0	3.4	3.4	26.0	7.1	0.3
企業規模	大企業	(21)	41.4	22.8	55.3	20.6	23.5	20.9	12.3	14.3	0.0	0.0	
	中小企業	(34)	56.9	16.4	9.3	34.9	26.6	9.3	6.1	6.1	24.5	4.8	0.5
	小規模事業者	(8)	72.0	38.0	0.0	0.0	18.0	24.0	0.0	0.0	28.0	10.0	0.0
業種	建設業	(11)	96.6	0.2	3.6	0.2	3.6	89.9	0.2	0.2	0.2	0.0	3.3
	製造業	(23)	56.6	27.1	8.1	10.7	18.9	8.0	2.7	2.6	5.3	16.3	0.0
	卸売業	(12)	46.8	6.4	0.0	12.4	40.4	28.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小売業	(10)	66.1	58.0	8.6	25.1	16.9	8.4	8.6	8.4	57.8	8.4	0.0
	サービス業・その他業種	(7)	66.3	0.0	1.6	33.2	33.2	0.5	0.0	0.5	33.2	0.0	0.0

		補正前 n	振込と比べて手間がかからない	多額の現金の取扱いが不要	振出から支払までの期間を短縮したい	振出から支払までの期間を短縮したい	振出から支払までの期間を短縮したい	振出から支払までの期間を短縮したい	振出から支払までの期間を短縮したい	振出から支払までの期間を短縮したい	その他
全体		(26)	59.6	63.2	23.5	63.3	19.0	0.1	18.3	0.0	
企業規模	大企業	(7)	34.2	6.2	34.8	34.8	23.0	13.7	28.6	0.0	
	中小企業	(9)	75.6	6.8	8.5	0.0	2.3	6.2	0.0	21.5	
	小規模事業者	(10)	57.8	0.0	70.0	26.3	70.9	20.6	0.0	17.8	
	建設業	(3)	0.0	0.0	96.5	0.0	3.5	0.0	0.0	3.5	
業種	製造業	(9)	29.7	0.0	48.2	0.1	22.2	3.6	0.1	29.4	
	卸売業	(6)	8.3	8.6	0.3	0.3	0.0	74.9	0.0	8.3	
	小売業	(3)	49.9	0.0	49.9	99.7	99.7	50.1	0.0	49.9	
	サービス業・その他業種	(5)	99.5	0.0	84.9	0.2	84.9	0.0	0.2	0.5	

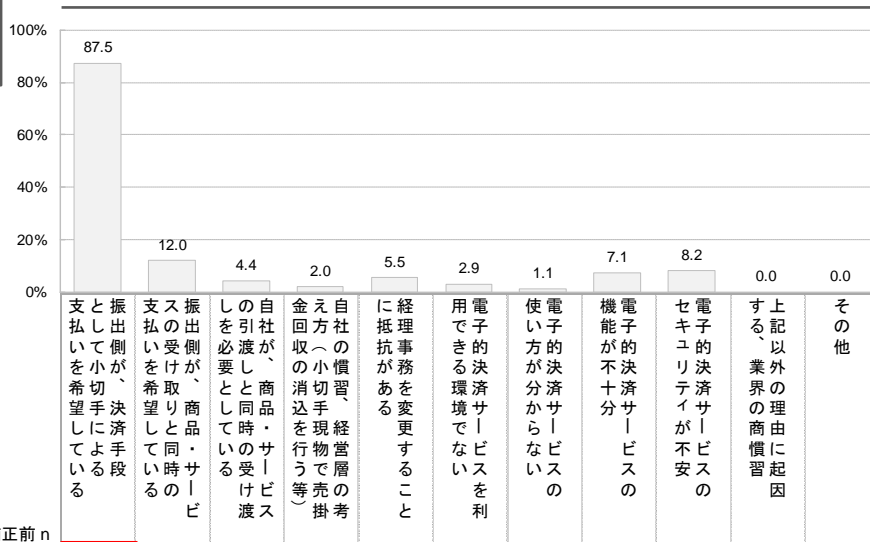
小切手の受取をやめられない理由・やめたくない理由

- 小切手の受取をやめられない理由については、「振出側が決済手段として小切手による支払いを希望」が約9割で突出。
- 受取をやめたくない理由は、「多額または現金の取扱いが不要」、「商品等の引渡しと同時に対面での支払いを受けられる」等が上位。

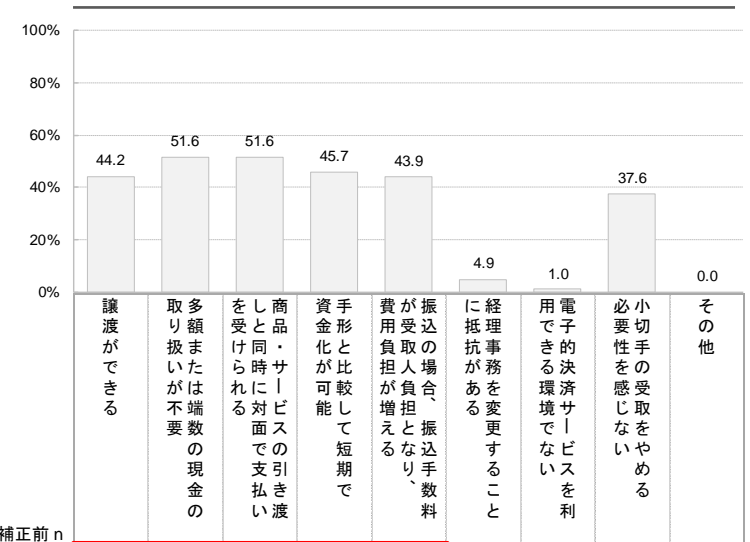
小切手の受取をやめられない理由・やめたくない理由 ※複数回答

小切手の受取をやめられない企業・やめたくない企業

受取をやめられない理由



受取をやめたくない理由



		補正前 n	87.5	12.0	4.4	2.0	5.5	2.9	1.1	7.1	8.2	0.0	0.0
全体		(85)	87.5	12.0	4.4	2.0	5.5	2.9	1.1	7.1	8.2	0.0	0.0
企業規模	大企業	(29)	60.3	21.8	40.3	17.3	2.1	44.4	4.7	16.7	18.3	0.0	0.0
	中小企業	(37)	61.0	21.6	7.3	7.1	21.3	3.3	4.0	13.3	6.9	0.0	0.0
	小規模事業者	(19)	97.0	8.5	3.0	0.0	0.0	2.4	0.0	4.9	8.5	0.0	0.0
業種	建設業	(15)	97.6	2.4	3.6	0.1	1.2	1.2	2.4	32.1	1.2	0.0	0.0
	製造業	(26)	84.9	3.5	15.1	6.5	0.1	3.4	1.7	0.1	1.7	0.0	0.0
	卸売業	(22)	86.4	0.1	3.5	3.4	6.8	15.6	3.4	0.1	0.0	0.0	0.0
	小売業	(13)	84.5	29.8	0.1	0.1	5.0	0.3	0.0	0.3	29.9	0.0	0.0
	サービス業・その他業種	(9)	88.4	11.5	0.6	0.2	11.3	0.6	0.0	11.3	0.2	0.0	0.0

		補正前 n	44.2	51.6	51.6	45.7	43.9	4.9	1.0	37.6	0.0
全体		(28)	44.2	51.6	51.6	45.7	43.9	4.9	1.0	37.6	0.0
企業規模	大企業	(9)	67.7	32.3	55.0	21.3	6.5	0.0	26.5	34.1	0.0
	中小企業	(10)	4.8	20.0	48.8	15.2	5.2	4.8	4.8	41.7	0.0
	小規模事業者	(9)	52.2	58.3	52.2	52.2	52.2	4.9	0.0	36.8	0.0
業種	建設業	(1)	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	(14)	2.1	17.0	0.1	2.1	0.1	2.1	2.1	82.9	0.0
	卸売業	(6)	0.5	26.8	13.6	26.3	13.1	59.6	0.0	26.3	0.0
	小売業	(2)	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	サービス業・その他業種	(5)	85.1	84.9	99.8	84.9	84.7	0.0	0.2	0.2	0.0

電子的決済サービスへの移行

電子的決済サービスの導入予定

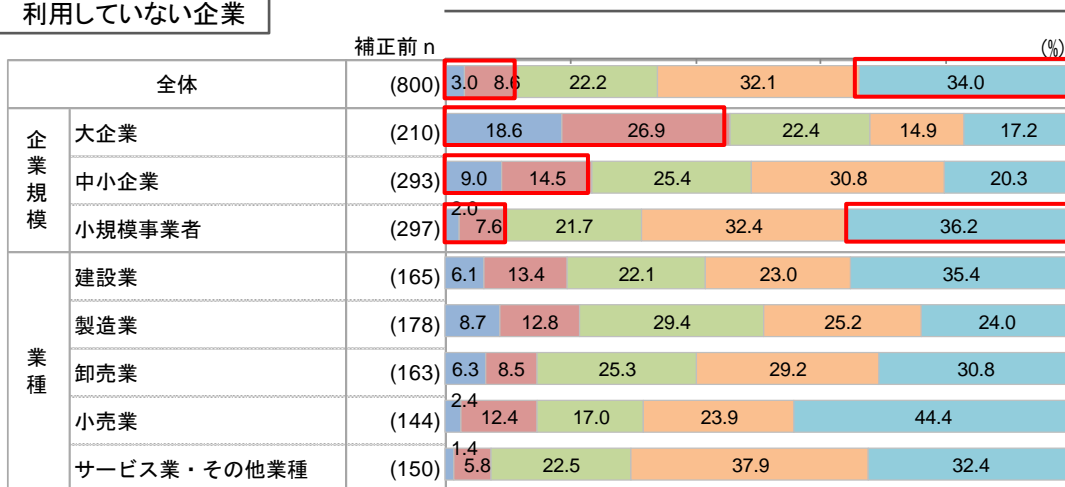
- 電子記録債権について、「導入の予定がある」、「導入を検討している(導入時期未定)」の合計は1割。残りの約9割は導入検討なし。
 - 「名前を聞いたことがなく、導入を検討したことはない」は大企業、中小企業で2割前後、小規模事業者で3割超であり、認知が不芳。
- EBについて、「導入の予定がある」、「導入を検討している(導入時期は未定)」の合計は2割台。残りの7割超は導入を検討していない。
- EB、電子記録債権とも、企業規模が大きいくほど、導入予定や導入検討を行っている割合が高い。

電子的決済サービスの導入予定

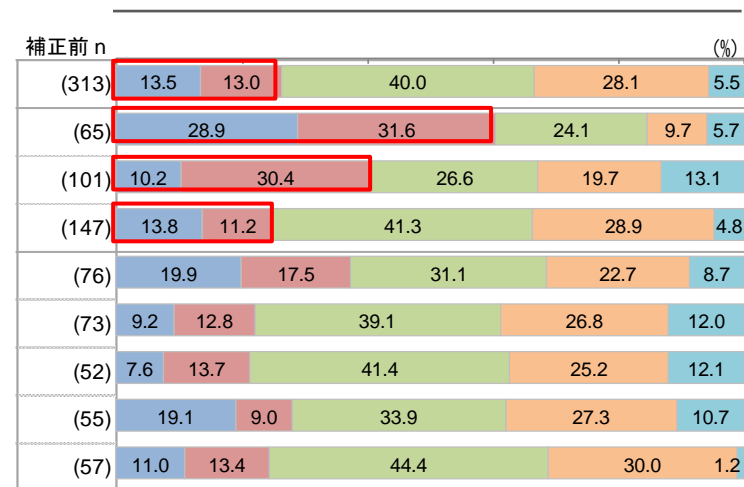
- 導入の予定がある
- 導入を検討している (導入時期は未定)
- 内容は知っているが導入は検討していない
- 名前は聞いたことがあるが導入は検討していない
- 名前を聞いたことがなく、導入を検討したことはない

電子記録債権・EBを
利用していない企業

電子記録債権



EB ※



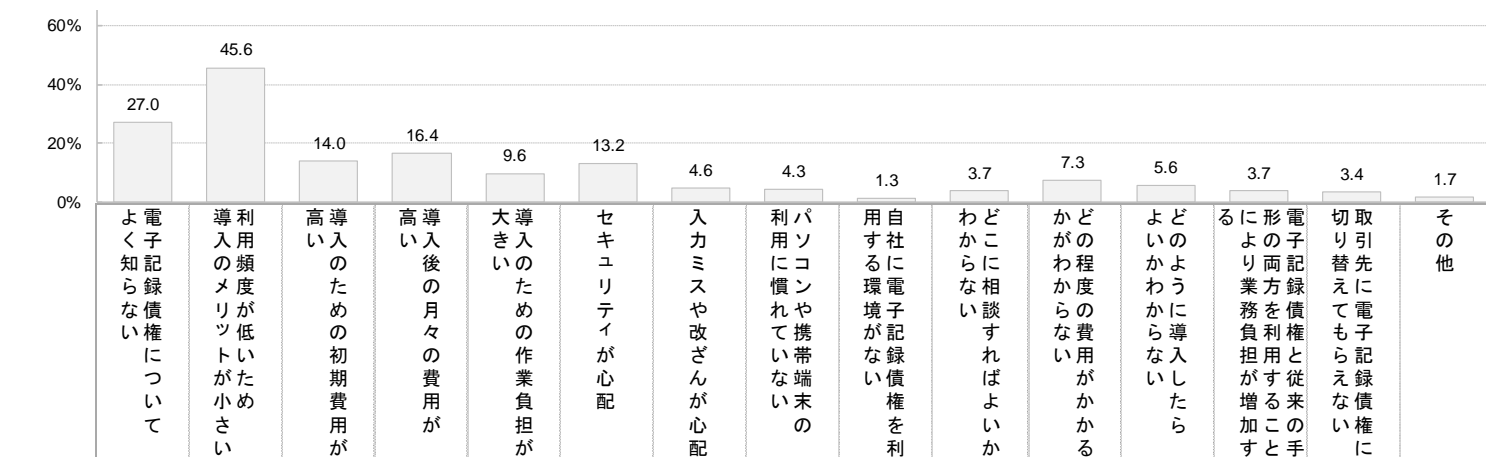
※ 「インターネットバンキング、ファームバンキング」について聴取

電子記録債権の非利用理由

- 「利用頻度が低いため導入のメリットが小さい」が46%、「電子記録債権についてよく知らない」が27%で上位。以下、「導入後の月々の費用が高い」と「導入のための初期費用が高い」、「セキュリティが不安」が1割台で続く。
 - 大企業でも、「利用頻度が低いため導入のメリットが小さい」が3割、「電子記録債権についてよく知らない」が2割存在。

電子記録債権の非利用理由 ※複数回答

電子記録債権非利用
かつ
導入予定がない企業



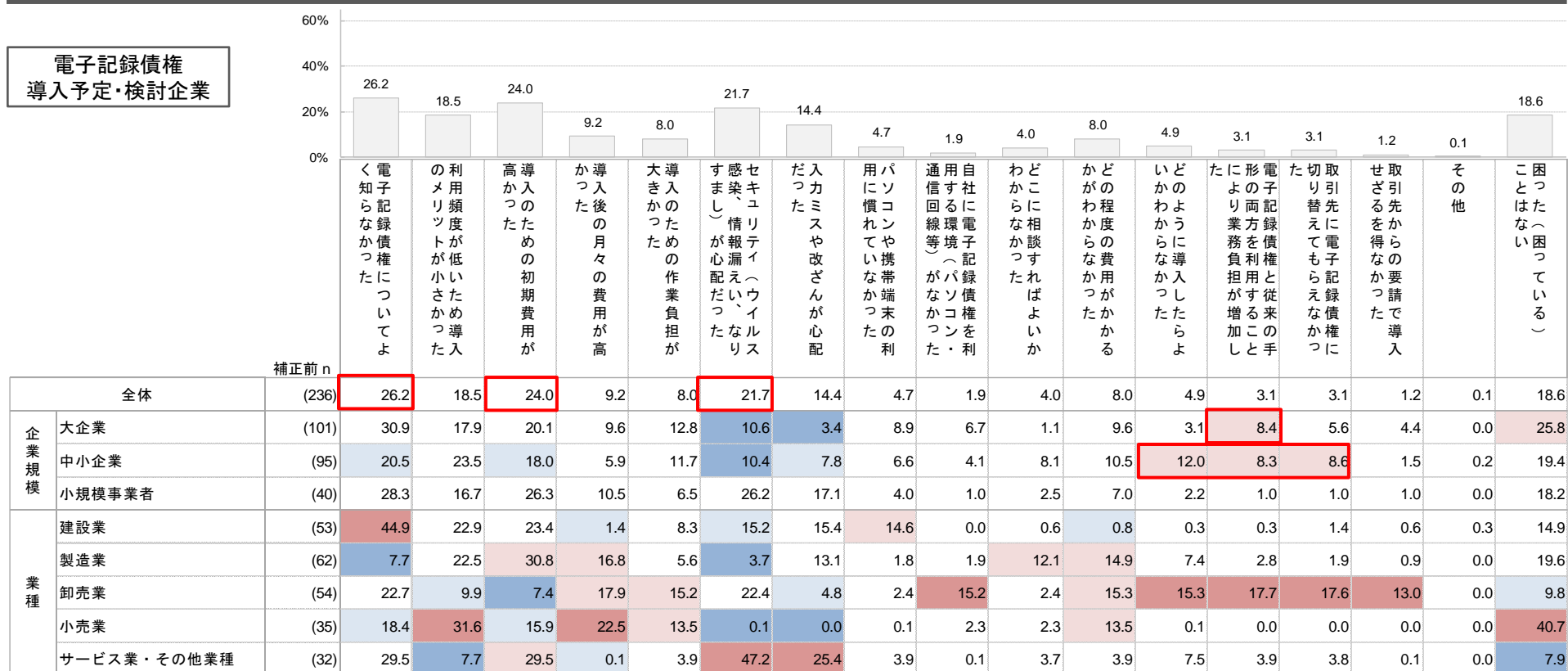
		補正前 n	よく知らない	導入頻度が低いため	導入のための初期費用が高い	導入後の月々の費用が高い	導入のための作業負担が大きい	セキュリティが心配	入力ミスや改ざんが心配	パソコンや携帯端末の利用に慣れていない	自社に電子記録債権を利用する環境がない	どこに相談すればよいか	どの程度の費用がかかる	どのように入力したら	より業務負担が増える	取り替えてもらえない	その他
全体		(378)	27.0	45.6	14.0	16.4	9.6	13.2	4.6	4.3	1.3	3.7	7.3	5.6	3.7	3.4	1.7
企業規模	大企業	(79)	18.7	28.8	11.0	9.7	13.8	9.0	6.2	6.9	2.6	1.9	2.6	11.3	8.2	9.4	6.5
	中小企業	(146)	25.7	41.1	16.4	11.6	11.3	8.2	7.6	2.6	3.3	5.9	7.3	6.6	7.5	4.6	4.2
	小規模事業者	(153)	27.2	46.4	13.6	17.2	9.3	14.1	4.1	4.6	1.0	3.4	7.3	5.4	3.1	3.2	1.2
業種	建設業	(76)	22.8	42.0	12.8	10.0	12.9	18.9	6.3	3.3	3.1	6.4	12.5	3.3	3.1	12.5	0.0
	製造業	(82)	19.0	33.0	25.6	16.1	16.5	9.2	7.3	5.1	0.0	0.7	13.9	16.1	2.6	7.0	4.4
	卸売業	(77)	32.4	41.5	16.7	16.4	14.5	7.6	2.9	1.3	1.3	4.1	6.0	7.0	2.5	10.5	3.5
	小売業	(62)	34.1	36.5	10.6	4.9	15.5	11.4	7.3	1.7	4.9	4.9	17.8	9.8	6.5	5.7	4.0
	サービス業・その他業種	(81)	26.8	50.2	13.0	19.9	6.5	13.8	3.5	5.2	0.4	3.5	3.5	3.5	3.5	0.5	0.9

電子記録債権の導入検討時に困ったこと

■ 「電子記録債権についてよく知らなかった」、「導入のための初期費用が高かった」、「セキュリティが心配だった」が2割超、次いで「利用頻度が少ないため導入のメリットが小さかった」が19%で続く。

- 大企業、中小企業では「電子記録債権と従来の手形との併用に伴う業務負担増」が全体よりも高い。なお、中小企業では「導入方法がわからない」、「取引先に電子記録債権に切り替えてもらえなかった」も高い割合になっている。

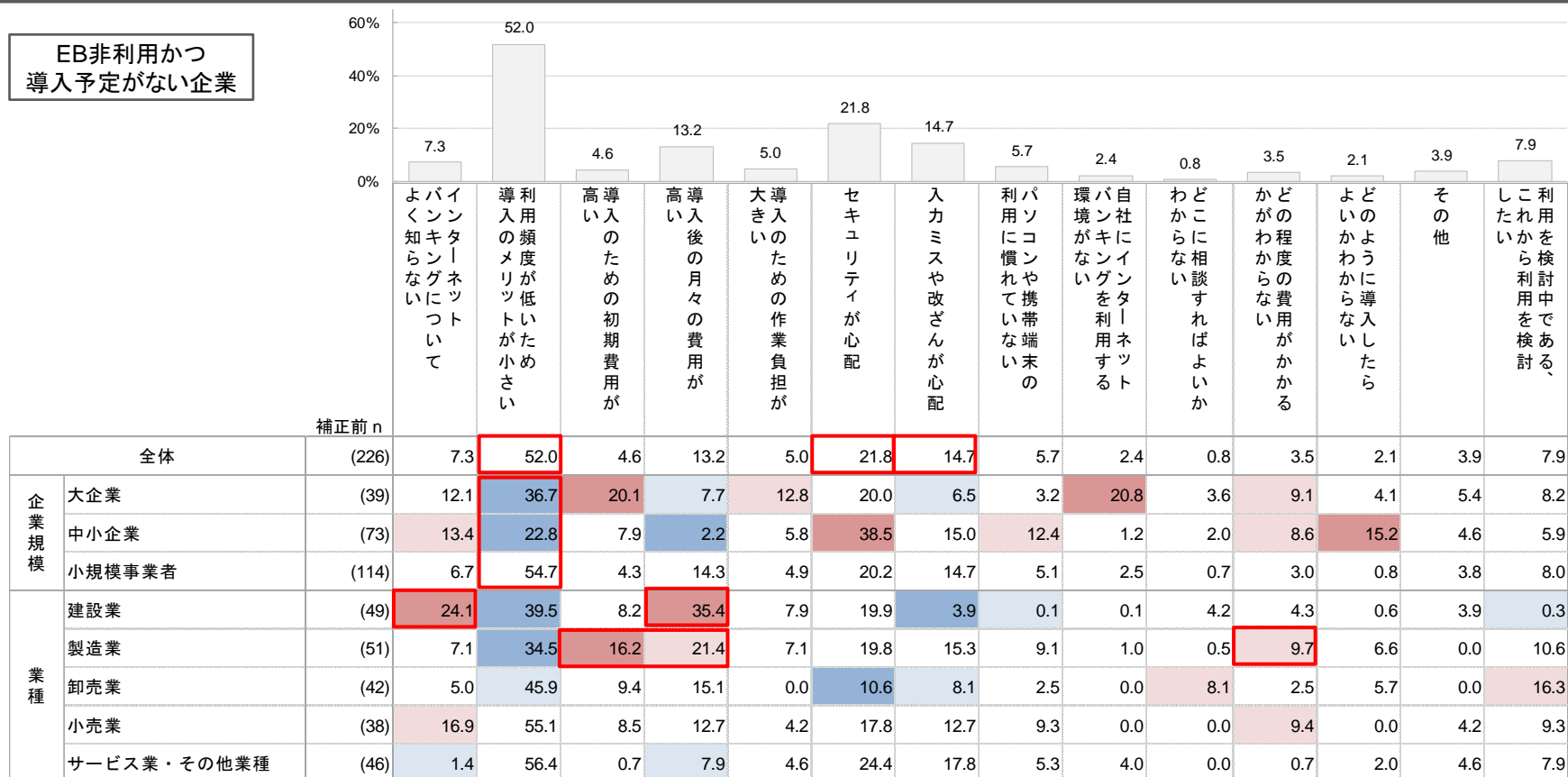
電子記録債権の導入検討時に困ったこと ※複数回答



インターネットバンキングの非利用理由

- EB非利用理由は、「利用頻度が低いため導入メリットが小さい」が50%超で突出。以下、「セキュリティが心配」が20%超、「入力ミスや改ざんが心配」が15%で続く。
 - 「利用頻度が低いため導入メリットが小さい」は、大企業の3割超、中小企業の2割超に対し、小企業事業者では5割超と高い割合。
 - 建設業は「EBをよく知らない」、「導入後の月額費用が高い」、製造業は費用に関連する理由が全体よりも高い割合になっている。

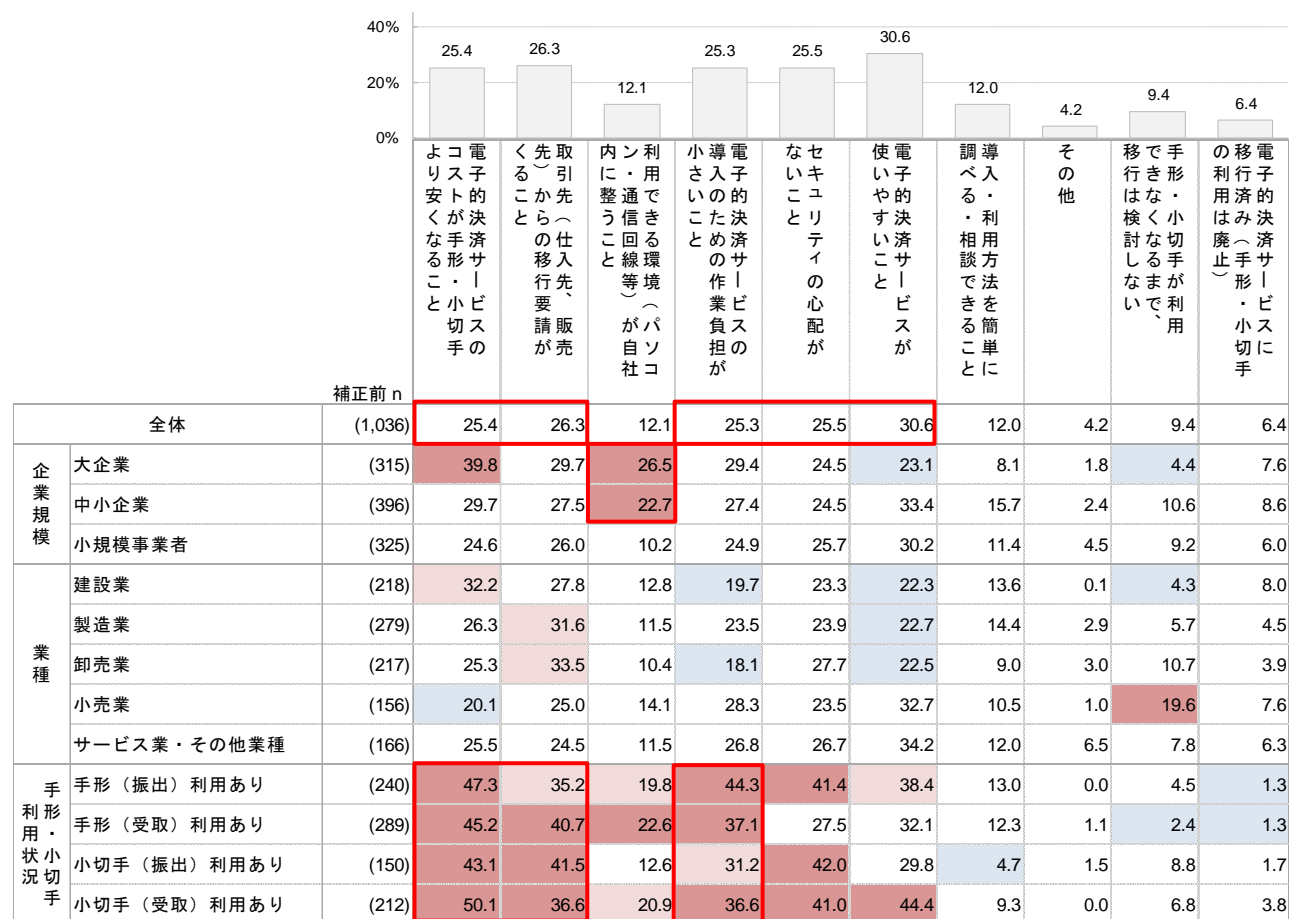
インターネットバンキングの非利用理由 ※複数回答



電子的決済サービスへの移行に必要なこと

- 「電子的決済サービスが使いやすいこと」が3割超、以下、「取引先からの移行要請が来ること」、「セキュリティの心配がないこと」、「電子的決済サービスのコストが手形・小切手より安くなること」、「電子的決済サービスの導入のための作業負担が小さいこと」が2割台で続く。
- 手形・小切手利用企業においては、コスト、取引先からの移行要請、導入時の作業負担等の割合が全体と比べ高くなっている。

電子的決済サービスへの移行に必要なこと ※複数回答



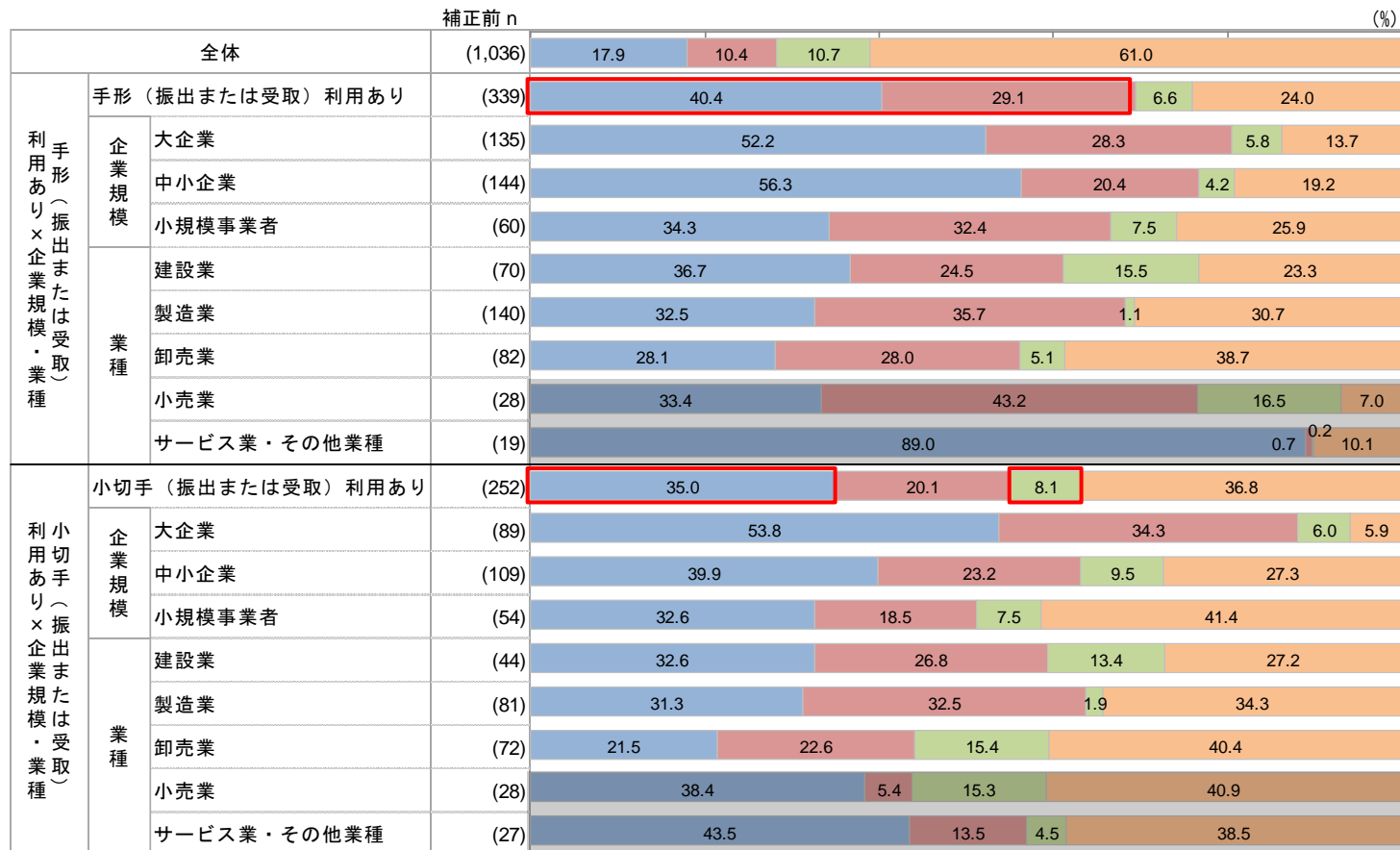
全面的な電子化の認知、電子化の対応完了予定等

手形・小切手機能の全面的な電子化 認知状況

■ 手形等利用企業における認知割合(「知っている」合計)は、手形利用企業で7割、小切手利用企業で4割。小切手の認知状況が芳しくない。

手形・小切手機能の全面的な電子化 認知状況

- 手形・小切手の全面的電子化について知っている
- 手形の全面的電子化についてのみ知っている
- 小切手の全面的電子化についてのみ知っている
- どちらも知らない



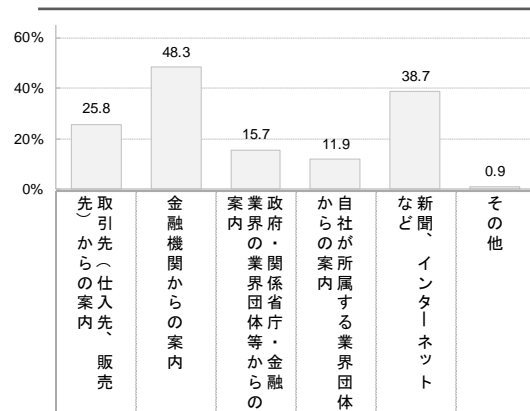
「全面的な電子化」の認知経路

- 手形等利用企業では、「金融機関からの案内」、「取引先からの案内」の2経路の割合が高くなっている。

「全面的な電子化」の認知経路 ※複数回答

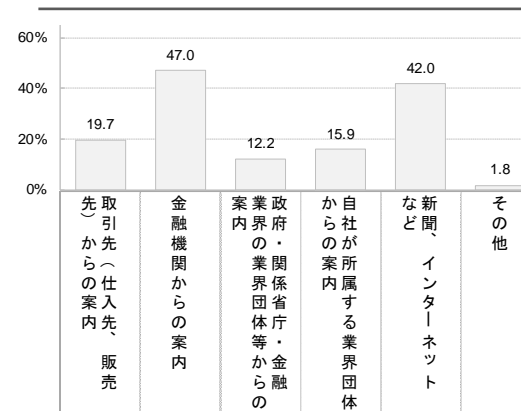
手形・小切手の全面的な電子化認知企業

手形



		補正前 n	取引先からの案内、販売	金融機関からの案内	業界・関係団体等からの案内	自社が所属する業界団体からの案内	新聞、インターネットなど	その他
全体		(532)	25.8	48.3	15.7	11.9	38.7	0.9
企業規模	大企業	(215)	26.0	50.1	34.0	23.7	25.4	0.1
	中小企業	(222)	27.2	55.8	25.0	15.4	38.0	2.6
	小規模事業者	(95)	25.4	46.0	12.7	10.7	39.1	0.5
業種	建設業	(124)	28.7	42.8	32.6	1.3	17.5	0.1
	製造業	(170)	21.9	47.1	21.9	7.6	14.4	2.2
	卸売業	(113)	23.3	53.1	19.5	9.7	29.2	0.0
	小売業	(54)	31.6	45.0	21.6	10.0	30.0	0.0
	サービス業・その他業種	(71)	25.3	50.6	6.5	17.3	57.2	1.0
手形・小切手利用状況	手形（振出）利用あり	(189)	46.8	70.2	18.9	10.6	37.1	1.9
	手形（受取）利用あり	(218)	33.6	56.3	23.4	7.0	24.1	2.1
	小切手（振出）利用あり							
	小切手（受取）利用あり							

小切手



		補正前 n	取引先からの案内、販売	金融機関からの案内	業界・関係団体等からの案内	自社が所属する業界団体からの案内	新聞、インターネットなど	その他
全体		(432)	19.7	47.0	12.2	15.9	42.0	1.8
企業規模	大企業	(168)	28.4	44.4	30.2	19.9	31.0	0.0
	中小企業	(186)	19.6	51.5	26.3	25.0	36.8	2.5
	小規模事業者	(78)	19.7	45.8	8.3	13.5	43.5	1.6
業種	建設業	(93)	24.8	36.7	20.2	5.6	24.8	0.2
	製造業	(129)	19.5	44.7	22.9	5.0	21.9	0.0
	卸売業	(95)	16.9	43.7	7.1	12.1	48.0	5.2
	小売業	(44)	26.8	50.0	2.1	11.5	34.5	9.5
	サービス業・その他業種	(71)	17.8	49.2	10.7	21.1	49.8	0.8
手形・小切手利用状況	手形（振出）利用あり	(82)	41.3	75.5	9.9	15.8	50.6	0.0
	手形（受取）利用あり	(112)	38.0	79.5	13.8	14.5	39.6	1.9
	小切手（振出）利用あり							
	小切手（受取）利用あり							

自社が所属する業界団体の行動計画 認知状況

- 業界団体に所属し、かつ手形を利用している企業では、「行動計画を知っている」が3割台前半、「行動計画を知らない」が5割、「所属する業界団体では行動計画を策定していない」が約2割。
- 業界団体に所属し、かつ小切手を利用している企業では、「行動計画を知っている」が2割台後半、「行動計画を知らない」が5割台半ば、「所属する業界団体では行動計画を策定していない」が約2割。

自社が所属する業界団体の行動計画 認知状況

業界団体
所属企業

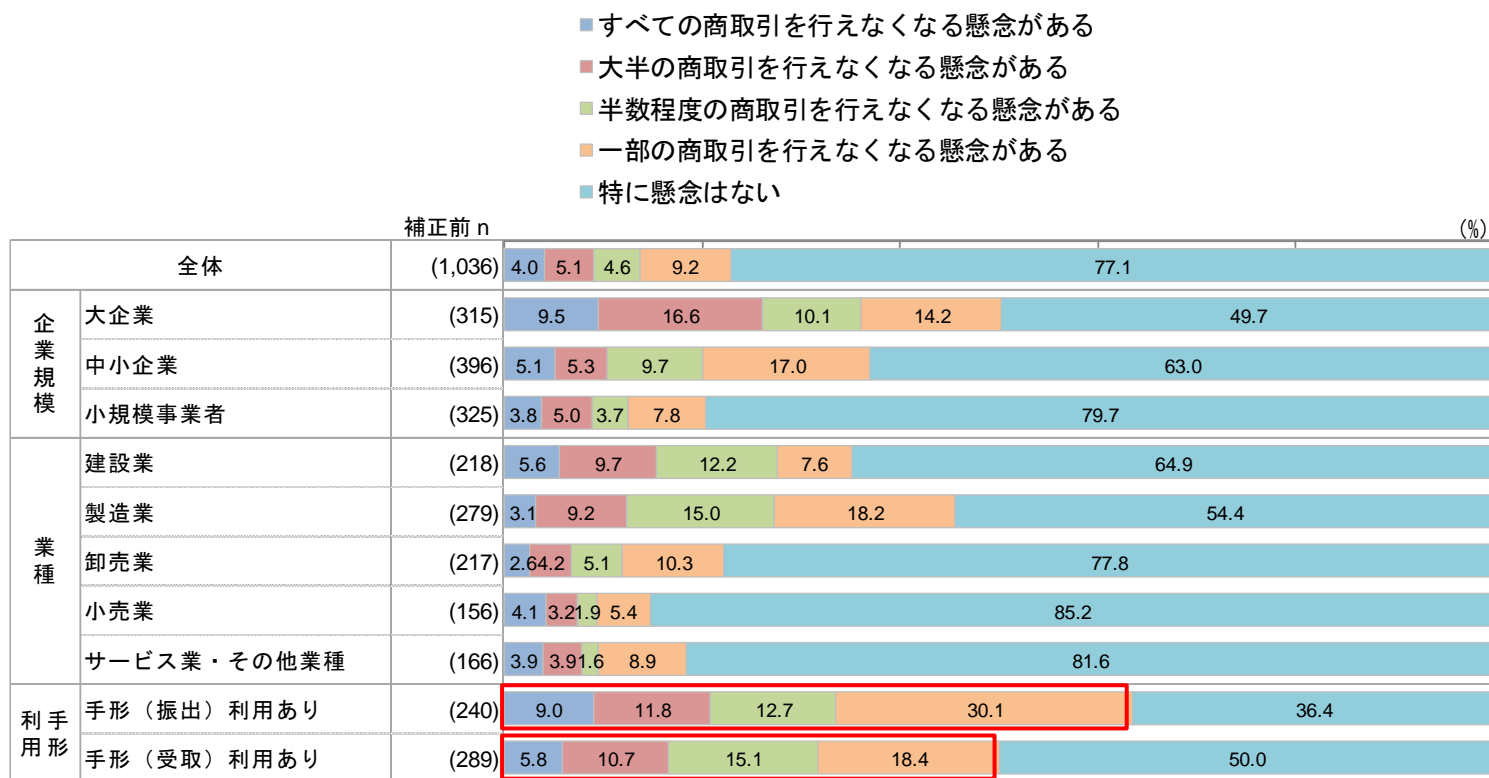
■ 行動計画を知っている ■ 行動計画を知らない ■ 所属している業界団体では、自主行動計画を策定していない

		補正前n	(%)			
全体		(672)	19.6	54.1	26.3	
利 用 あ り （ 振 出 ま た は 受 取 ） x 企 業 ま た は 規 模 ・ 業 種	手形（振出または受取）利用あり	(280)	32.7	50.3	17.0	
	企 業 規 模	大企業	(118)	41.2	39.7	19.2
		中小企業	(117)	23.1	56.0	20.9
		小規模事業者	(45)	35.8	48.5	15.7
	業 種	建設業	(62)	20.9	68.7	10.4
		製造業	(114)	23.7	50.3	26.0
		卸売業	(65)	0.7	57.7	41.6
		小売業	(22)	42.6	53.6	3.9
		サービス業・その他業種	(17)	86.5	13.1	0.4
	利 小 切 手 あ り （ 振 出 ま た は 受 取 ） x 振 出 ま た は 規 模 ・ 業 種	小切手（振出または受取）利用あり	(202)	27.4	54.5	18.2
企 業 規 模		大企業	(77)	47.2	31.2	21.6
		中小企業	(87)	20.2	52.2	27.6
		小規模事業者	(38)	30.5	55.9	13.7
業 種		建設業	(38)	19.5	64.9	15.5
		製造業	(67)	22.0	53.0	25.0
		卸売業	(53)	14.1	55.2	30.8
		小売業	(18)	30.3	60.7	9.1
サービス業・その他業種	(26)	36.5	49.6	13.9		

手形利用がなくなり、電子記録債権に移行した場合の懸念

- 手形利用企業においても、5割超が「懸念がある」と回答。
 - 特に、振出利用企業では6割と、受取利用企業の5割と比べ、「懸念がある」の割合が高い。

手形利用がなくなり、電子記録債権に移行した場合の懸念



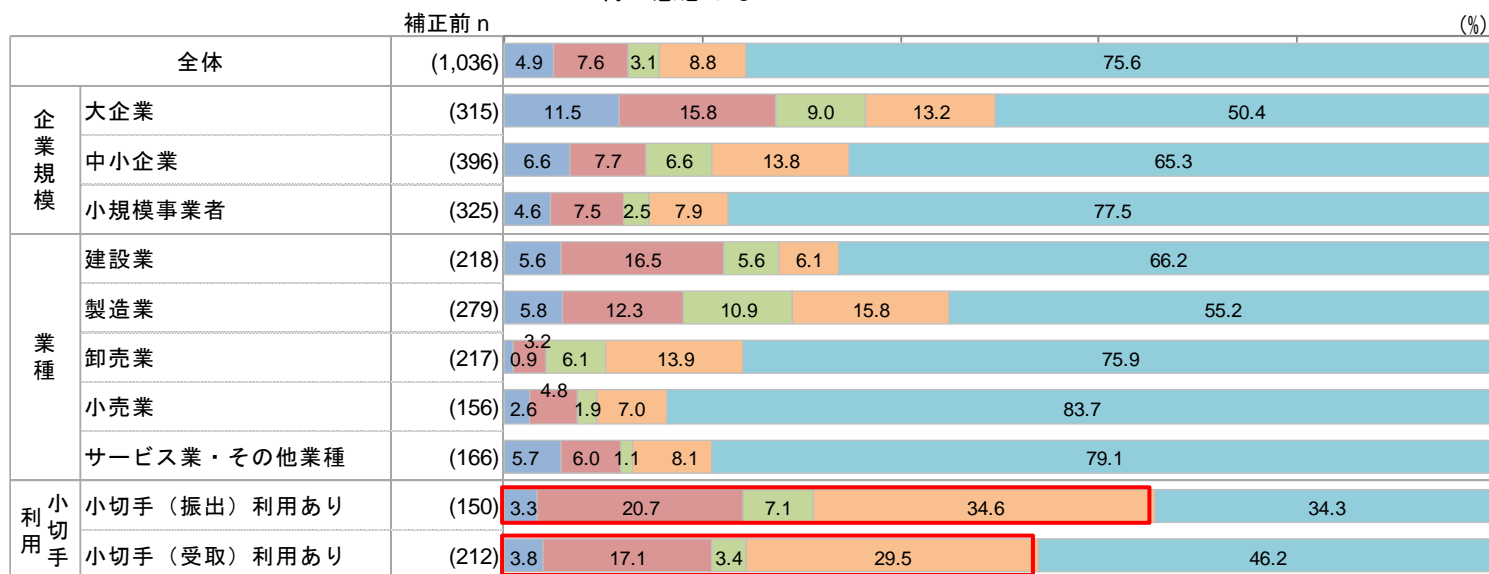
小切手利用がなくなり、電子的決済サービスに移行した場合の懸念

- 小切手利用企業においても、5割超が「懸念がある」と回答。
 - 特に、振出利用企業では6割台と、受取利用企業の5割台と比べ、「懸念がある」の割合が高い。

小切手利用がなくなり、電子的決済サービスに移行した場合の懸念

※電子的決済サービスについて「インターネットバンキング・ファームバンキングや電子記録債権(でんさい等)」という定義を示した上で聴取。

- すべての商取引を行えなくなる懸念がある
- 大半の商取引を行えなくなる懸念がある
- 半数程度の商取引を行えなくなる懸念がある
- 一部の商取引を行えなくなる懸念がある
- 特に懸念はない

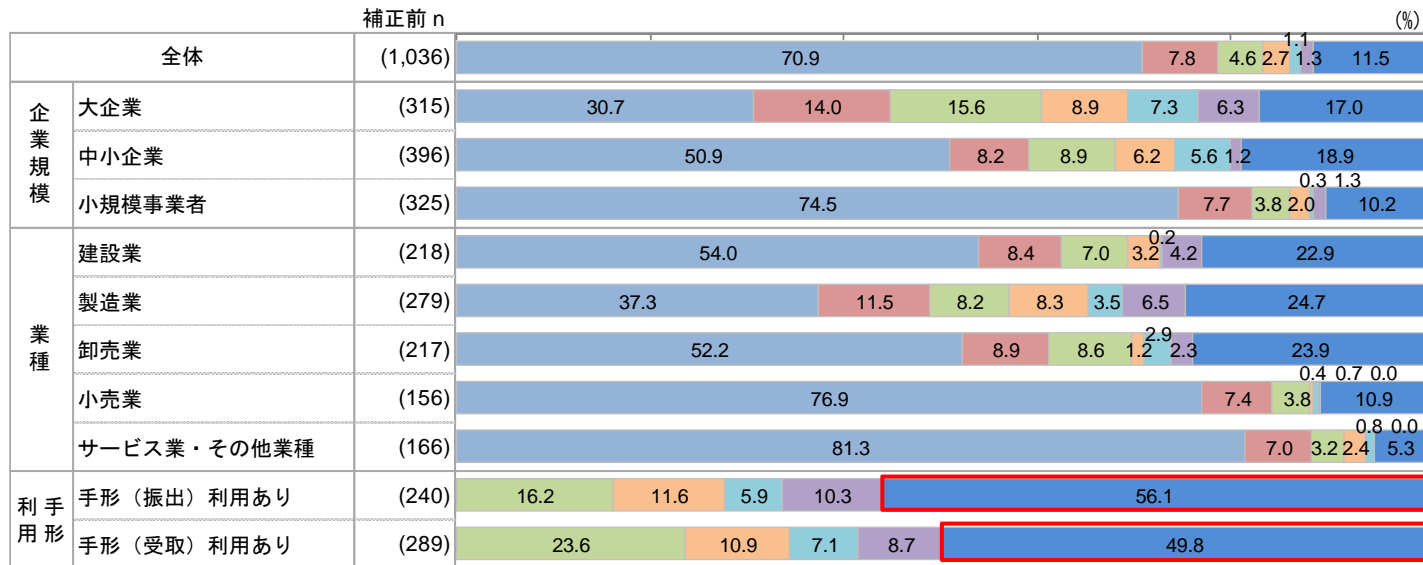


手形の電子化対応完了予定

- 「現時点で、利用をやめる予定はない」の割合は、手形(振出)利用あり、手形(受取)利用あり双方とも5割前後。
すなわち、手形利用企業のうち、何らかの電子化対応予定を持っている企業は2社に1社程度にとどまっていると言える。

手形の電子化対応完了予定

- もともと利用していない
- すでに対応を完了している
- 2023年末までに対応を完了
- 2024年末までに対応を完了
- 2025年末までに対応を完了
- 2026年末までに対応を完了
- 現時点で、利用をやめる予定はない

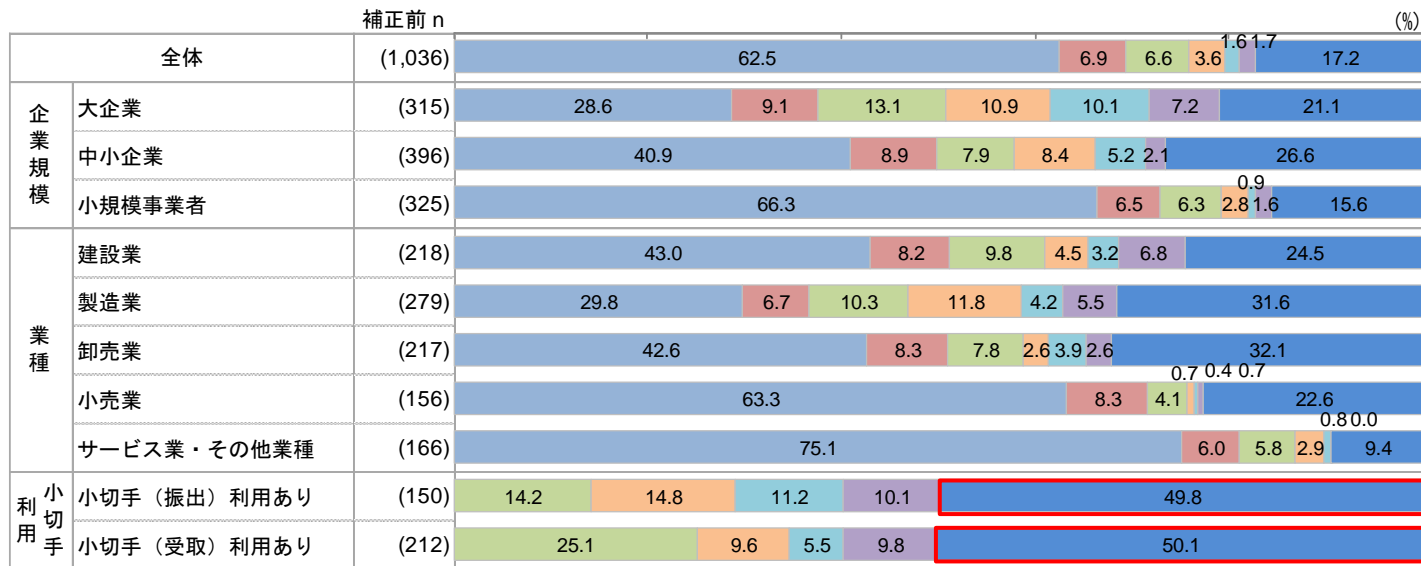


小切手の電子化対応完了予定

- 小切手(振出)利用あり、(受取)利用あり双方とも、「現時点で、利用をやめる予定はない」が5割。小切手利用企業についても、何らかの電子化対応予定を持っている企業は2社に1社程度にとどまっている(前ページの手形の結果と同様)。

小切手の電子化対応完了予定

- もともと利用していない
- すでに対応を完了している
- 2023年末までに対応を完了
- 2024年末までに対応を完了
- 2025年末までに対応を完了
- 2026年末までに対応を完了
- 現時点で、利用をやめる予定はない

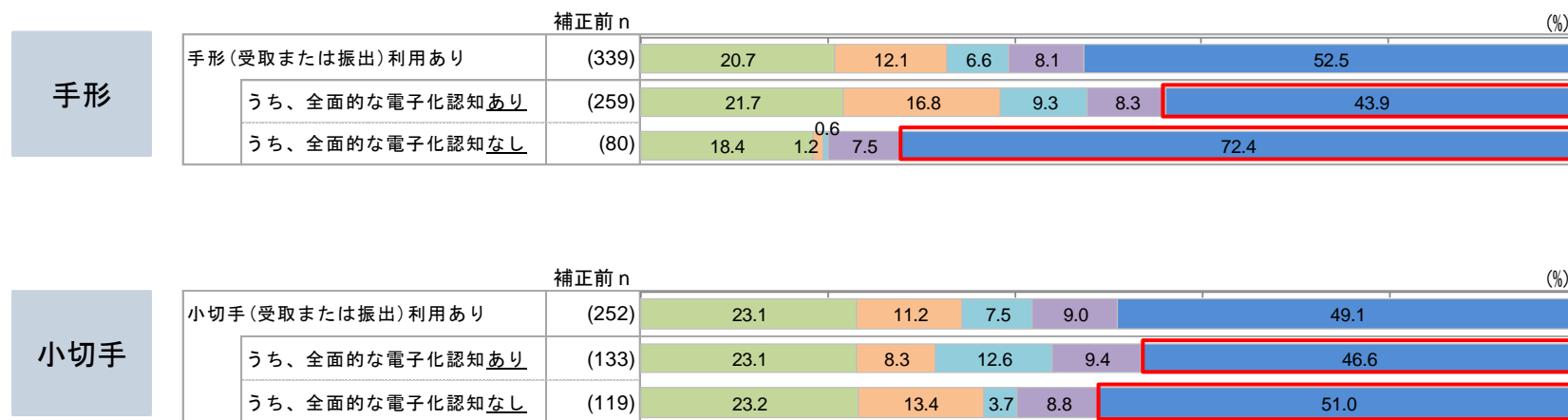


【参考】全面的な電子化認知有無別 手形・小切手の電子化対応完了予定

- 手形に関する「利用をやめる予定はない」の割合は、全面的電子化について認知ありで44%、認知なしで72%。電子化について認知があるケースの方が予定策定等が進んでいるものの、4割超が「利用をやめる予定はない」状態。
- 小切手に関する「利用をやめる予定はない」の割合は、電子化について認知ありで47%、認知なしで51%と、認知有無に関する差は4%程度。手形と比べて差は小さい。

手形・小切手の電子化対応完了予定

- 2023年末までに対応を完了
- 2024年末までに対応を完了
- 2025年末までに対応を完了
- 2026年末までに対応を完了
- 現時点で、利用をやめる予定はない



産業界における手形等の利用実態・電子化ボトル ネック等に関する『ヒアリング調査』 調査結果

ヒアリング調査 実施概要

ヒアリング調査 実施概要

- 手形・小切手の利用実態・利用停止意向、電子化対応状況及び電子化移行に伴う懸念有無等の聴取を目的に、「手形または小切手の利用があり、かつ電子化移行に伴う懸念(商取引への影響)がある」と回答したアンケート回答者を対象とするヒアリング調査を実施。

ヒアリング調査 実施概要

対象、 実施件数等

- 手形または小切手の利用があり、かつ手形・小切手機能の電子化移行に対して懸念があると回答したアンケート回答者(企業の経理・財務部門の責任者、あるいはそれに準ずる方)。
- 製造業(精密機械器具等)／中小企業A社、卸売業(衣服)／中小企業B社、小売業(物流関連機器販売)／大企業C社、サービス・その他(金融・保険業)／大企業D社及びE社の計5件に対してヒアリングを実施。

実施時期

- 2023年5月にヒアリングを実施。

手形の利用実態、 電子化対応状況等

- 手形の利用実態 (振出/受取における手形利用金額等、手形利用が多い取引相手とその理由)
- 今後の手形の利用意向(利用停止意向)とその理由
- 手形機能電子化の認知状況・取組み方針、手形利用をやめ電子化した場合の懸念有無／想定される課題

小切手の利用実態、 電子化対応状況等

- 小切手の利用実態 (振出、受取における小切手利用金額等、小切手利用が多い取引相手とその理由)
- 今後の小切手の利用意向(利用停止意向)とその理由
- 小切手機能電子化の認知状況・取組み方針、小切手利用をやめ電子化した場合の懸念有無／想定される課題

電子記録債権 (でんさい等)

- 導入により実現したメリット、不十分と感じている希望、改善要望等 ※導入先のみ聴取。
- 電子記録債権を利用しない理由、不足機能／対応できない事例 ※未導入先のみ聴取。

EB

- 導入により実現したメリット、不十分と感じている希望、改善要望等 ※導入先のみ聴取。
- 振出小切手代替手段としてEBを利用しない理由、不足機能／対応できない事例 ※未導入先のみ聴取。

聴取内容 ※主なもののみ掲載

ヒアリング調査 結果概要

(手形・小切手の利用実態、電子化阻害要因、及び全面的な電子化に関する懸念等について)

ヒアリング結果概要

再掲

※アンケート回答者のうち電子化移行に伴う商取引への影響があると回答した5件に対してヒアリングを実施、以下は、主要結果のみ整理したものの。

手形	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none">■ 振出、受取とも、利用をやめたい意向あり<ul style="list-style-type: none">● 振出は、手形利用に伴う業務負担、紛失等のリスクを理由に「(利用を)やめたい」。● 受取も、「やめたいが、やめられない」、「やめたい」など、各社とも利用停止意向あり。
	理由	<ul style="list-style-type: none">■ 資金繰り上の理由もあるが、昔からの商慣習で手形利用が継続しているとの意見<ul style="list-style-type: none">● 振出では、自社都合は支払いサイトが、相手都合は商慣習等が理由。● 受取は、相手都合が主。商慣習、(受取手形を振り出す取引先の)支払いサイト等が原因と推測。
小切手	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none">■ 振出、受取とも、「利用をやめたいが、やめられない」が各社の意見
	理由	<ul style="list-style-type: none">■ 振出、受取とも商慣習が利用理由の1つ。振出、受取とも、電子化関連理由の指摘あり<ul style="list-style-type: none">● 振出は、商慣習、コスト(EB振込より小切手の方が安い)、セキュリティ面の不安等がやめられない理由。● 受取は、相手都合が主。商慣習、取引件数が多い、零細企業が多く電子化に抵抗が強い等が具体的な理由。
電子記録債権 (でんさい等)	不足している機能、 改善要望等 【利用企業に聴取】	<ul style="list-style-type: none">■ 複数システム間の一元管理等、機能に関する要望の他、電子記録債権の普及等について意見あり<ul style="list-style-type: none">● 機能に関する要望は、「複数システム利用時のID/PW管理負担」、「システム間データ連携等の管理負担」、「アクセス権限等の設定・変更操作が複雑」等の意見があった。● 機能面以外では、「取引先が利用していないため使えないので、もっと普及に力を入れてほしい」、「中小企業など経理機能が弱い企業では、インターネット設定等も含め導入に関するハードルが高い」との意見あり。
EB (小切手振出を 代替する決済手段 としてのEB振込)	不足している機能、 改善要望等 【利用企業に聴取】	<ul style="list-style-type: none">■ 操作に関する要望のほか、コスト、セキュリティ等に対しても意見・要望あり<ul style="list-style-type: none">● 機能面等に関しては、「セキュリティコードの入力等、操作上の承認ステップが多い。煩わしい。」、「24時間・365日、送金したら相手側の口座に入金できる運用体制を実現してほしい」等の意見あり。● 機能面以外では、「EB移行時の最大のネックは振込手数料」。「EB悪用時のセキュリティ面が不安」との声あり。
全面的な電子化	商取引に与える 影響・懸念	<ul style="list-style-type: none">■ 手形、小切手ともに、「中小企業・小規模事業者などの取引先が電子化対応できるのか」について懸念があるとの意見あり

ヒアリング結果概要(詳細) 手形・小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

※主要結果での聴取結果(主旨)を掲載。

ヒアリング結果1/3 手形・小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

手形	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none">■ 振出、受取とも、利用をやめたい意向あり<ul style="list-style-type: none">● 振出は、<u>手形利用に伴う業務負担、紛失等のリスク</u>を理由に「(利用を)やめたい」。● 受取も、「やめたいが、やめられない」、「やめたい」など、<u>各社とも利用停止意向あり</u>。■ 資金繰り上の理由もあるが、昔からの商慣習で手形利用が継続しているとの意見<ul style="list-style-type: none">● 振出では、<u>自社都合は支払いサイトが、相手都合は商慣習等</u>が理由。● 受取は、<u>相手都合が主。商慣習、(受取手形を振り出す取引先の)支払いサイト等</u>が原因と推測。
	理由	
小切手	今後の利用意向 (利用停止意向)	<ul style="list-style-type: none">■ 振出、受取とも、「利用をやめたいが、やめられない」という意見<ul style="list-style-type: none">● 振出は、「やめたいが、やめられない」というのが各社の意見。● 受取も、「やめたいが、やめられない」が各社の意見。■ 振出、受取とも商慣習が利用理由の1つ。振出、受取とも、電子化関連理由の指摘あり<ul style="list-style-type: none">● 振出は、<u>商慣習、コスト(EB振込より小切手の方が安い)、セキュリティ面の不安等</u>がやめられない理由。● 受取は、<u>相手都合が主。商慣習、取引件数が多い、零細企業が多く電子化に抵抗が強い等</u>が具体的な理由。
	理由	

ヒアリング結果概要(詳細) 電子記録債権・EB 不足している機能・改善要望等 【利用企業に聴取】

※主要結果での聴取結果(主旨)を掲載。

ヒアリング結果2/3 電子記録債権・EB 不足している機能・改善要望等 【利用企業に聴取】

電子記録債権
(でんさい等)

不足している
機能・改善
要望等

【利用企業に聴取】

EB
(小切手振出を
代替する決済手段
としてのEB振込)

■ 複数システム間の一元管理等、機能面の要望の他、普及、導入ハードルについても意見あり

- 複数システム利用時のID/PW管理負担、システム間データ連携等の管理負担が大きい。
- アクセス権限等の設定・変更操作も複雑・大変。
- 取引先が利用していないため使えないケースあり。もっと普及に力を入れてほしい。
- 中小企業など経理機能が弱い企業では、インターネット設定等も含め導入に関するハードルが高い。

■ 操作に関する要望のほか、コスト、セキュリティ等に対しても意見・要望あり

- セキュリティコードの入力等、操作上の承認ステップが多い。煩わしい。
- 24時間・365日、送金したら相手側の口座に入金できる運用体制を実現してほしい。
- EBに移行する最大のネックは振込手数料。
- EBが悪用された場合などのセキュリティ面の不安がある。

ヒアリング結果概要(詳細) 手形・小切手の利用をやめ、電子化した場合の商取引への影響有無

※主要結果での聴取結果(主旨)を掲載。

ヒアリング結果3/3 手形・小切手の利用をやめ、電子化した場合の商取引への影響有無

手形

- **「中小企業・小規模事業者、経営者が高齢者の企業などの一部取引先が電子化対応できるか」について懸念あり**
 - 電子記録債権に対応していない中小・小規模事業者、経営者が高齢者の企業などとの取引で手形利用ができなくなると、一部取引先との商取引が行えなくなる恐れがある。
 - 【電子記録債権利用負担に対する懸念について】(電子化が進むのと合わせて)電子記録債権システムの種類が更に増えると、管理負担の増加も懸念される。

小切手

- **手形と同様に、「小切手を使っている中小企業・小規模事業者など取引先が電子化対応できるのか」について懸念あり。自社でのEB移行は、コスト等の条件次第だが、大きな障害はないとの意見あり**
 - 資金繰りを理由に、受取小切手を支払手段として使っている中小企業等が電子化対応ができないと、一部商取引に影響が出る可能性。
 - 【自社のEB意向について】振込と小切手の違いはあまりないので、手数料が給振並みに下がれば、EBへの移行は大きな障壁ではない。
 - 小切手利用をやめEBによる振込に移行した場合、小切手で実現していた同時決済ができなくなると、一部商取引ができなくなる懸念がある。QRコード決済のように、簡単な操作で、かつ即時決済ができれば、小切手から移行しても使えそう。

ヒアリング調査 結果詳細

※主要項目のみ掲載

ヒアリング調査結果 振出手形 利用が多い取引相手とその理由等

- 振出手形利用が多い取引相手とその理由等は以下の通り。
- 利用理由が「相手都合」の場合は、「商慣習上の理由で振出手形利用が続いている」という意見が複数上がった。

振出手形 利用が多い取引相手とその理由等

業種／企業規模	振出手形利用が多い取引相手(業種、企業規模)、及び利用理由(例: 相手都合、自社都合等)	相手先要望の具体的内容等
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・振出手形の取引相手先は、製造業系の中小企業が多い。 ・利用理由は自社都合。支払いのサイトを長めにとるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振出については、仕入先は手形利用を望んでいない。 ・でんさいについては振出では現在利用していなかったが、最近になって中堅企業からでんさい利用に関する相談・依頼が増えてきた。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・手形振出先は個人事業主・小規模事業者。業種は多岐にわたる。 ・手形振出理由は主に相手都合。契約書上の約定の絡みがあることが主で、過去から現在まで、決済手段として手形利用が継続してきた。 ・なお、現在は、取引先各社と、手形以外の決済手段への移行等、取引条件の見直しを進めている過程にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先のうち、高齢の個人事業主・小規模事業者は、長年の商慣習として手形を使ってきたこともあり、電子記録債権への移行に抵抗感がある。 ・可能な場合は、手形ではなく、電子記録債権を含めた他の決済手段への移行に応じてくれる仕入先に切り替えを進めているが、特殊な技術で替えがきかない製品を扱う取引先(かつ高齢の個人事業主・小規模事業者)については、仕入先を変更できないため、これら取引先については手形利用を続けるしかない状況。
サービス・その他(金融・保険業)／ 大企業 E社	<ul style="list-style-type: none"> ・振出手形の取引相手先は、昔からの付き合いがある地場系で、企業規模の大きい歴史のある会社が多い。 ・主にオフィス用品・オフィス備品の購入に関する代金支払で振出手形を利用。 ・振出手形の利用は相手都合。相手都合なので正確な理由はわからないが、おそらく「昔からの決済方法を変更するのが面倒」という商慣習上の理由と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手形以外への決済手段への移行に関する依頼も、でんさいへの移行要望も特に無い。

ヒアリング調査結果 受取手形 利用が多い取引相手とその理由等

- 受取手形利用理由が「相手都合」内容として、小規模事業者等の資金繰り・支払いサイト、業界固有の商慣習等を指摘する意見があった。

受取手形 利用が多い取引相手とその理由等

業種／企業規模	受取手形利用が多い取引相手(業種、企業規模)、及び利用理由(例: 相手都合、自社都合等)	相手先要望の具体的内容等
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・受取手形の取引相手先は、業種では製薬会社で、特に小規模事業者が多いが、大企業もたまにある。受取手形を利用している先の多くは、当社と同じく経理部門の余裕が無さそう、経理担当人員の数が少ない会社という印象。 ・利用理由は相手都合で、相手側が支払いサイトを長めにするためだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受取については、FAXやメールで、でんさいへの移行要望が届いている。移行要望を伝えてきた取引先に対しては、でんさいでの対応・移行を開始している。
卸売業(衣服)／中小企業 B社	<ul style="list-style-type: none"> ・受取手形の取引相手先はほぼ全て繊維卸問屋。 ・繊維業界は、手形を使う商慣習が非常に多い業界。規模が大きい企業(売上100~200億円)ほど、手形を使う傾向が強い。 ・受取手形の利用理由は相手都合。この業界では手形を振らずに口約束で支払いを延期(60日・90日)する延勤(のべかん)という商慣習が根付いているため、「延勤よりは、支払いが約束される手形の方がまし」という感覚で手形を受け取っている。 	特になし。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・受取手形の利用理由は、取引先の都合(相手都合)。できればゼロにしたいので自社都合ではない。推測となるが、相手都合の理由は、おそらくサイト、手形を回したい等だと思う。 	特になし。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 E社	<ul style="list-style-type: none"> ・受取手形の取引相手先は、資金が潤沢で無く、資金繰り上の理由で手形利用をしている小規模企業が多い。業種は卸売(商社)。卸売商社業界では、商慣習として、手形での支払いが主となっており、仕入先からの支払いが遅れ、業界の下流に属する企業は、手形での支払をせざるをえない事情がある。そのため、当社への支払いに対しても手形を利用。 	特になし。

ヒアリング調査結果 振出手形 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

- 振出手形に関する今後の利用意向(利用停止意向)とその理由等は以下の通り。
- 「やめたい」理由は、振出手形利用に伴う業務負担・リスク等。手形利用を廃止し電子化を進める上での障害として、「電子化対応人材の不足」、「高齢者・小規模事業者等の取引先が電子化対応できるのか」等が意見として上がった。

振出手形 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

業種／企業規模	今後の手形利用意向(利用停止意向)	理由
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	・振出手形の利用は「やめたい」。	<ul style="list-style-type: none"> ・手形の作成負担が大きく、手形毎に印字して社判を押す手間が何十回もかかり、大きな負担。搬送や手形帳(支払手形記入帳)での在庫管理も面倒。 ・でんさいに移行できない理由は、自社の人的不足。(中略)EB・でんさい上での管理職の承認設定が大変で、管理負担が大きい。(中略)仕入先にもでんさい移行要望有無をヒアリングして電子化を依頼したいが、現在はその作業を行う人的な余裕がない。 ・経理担当人材が不足している中、インボイス等の対応すべき制度変更が多すぎてそちらの対応を優先している状況。期限に猶予のある手形電子化への対応が後回しになっている。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	・振出手形の利用は「やめたい」。	<ul style="list-style-type: none"> ・コストや郵送負担もあるが、紛失等のリスク面が大きい。電子化することでリスクは軽減できる。 ・なお、電子記録債権利用をはじめとする手形機能の電子化にあたっては、新しく担当部門を立ち上げ、東京での集中管理を進めるなど、組織・業務改革も推進している。
サービス・その他(金融・保険業)／ 大企業 E社	・振出手形の利用は「やめたい」。	<ul style="list-style-type: none"> ・振出手形はコストや手続き・管理上の負担があり、当社としては無くしていきたい。昔からの商慣習で続いているだけで契約上の縛りもない。取引先との合意・同意さえとれば、手形利用をやめることができるが、高齢の経営者や小規模事業者が取引先に多いので、この点が難しい。

ヒアリング調査結果 受取手形 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

- 自社としては受取手形の利用をやめたいが、相手都合でやむなく利用しているという意見が複数確認できる。

受取手形 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

業種／企業規模	今後の手形利用意向(利用停止意向)	理由
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	・受取手形の利用は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・手形の取立が面倒かつ印紙代がかかるため利用を止めたいが、相手都合のためやめられない。 ・取引先に対して、でんさい導入を要請するためには、でんさいの利用有無や種類について、取引先と確認・調整をする必要があり、手間がかかる。また、複数の電子記録債権を導入していると、システム毎に契約時の登録手続が必要となる上、ネットバンキングも含めた電子証明書<small>の更新も毎年必要となり、負担が大きい。</small>
卸売業(衣服) ／中小企業 B社	・受取手形の利用は 「やめたい」。	<ul style="list-style-type: none"> ・取立手数料が高くなっている。電子化した方が手数料も安いので、できれば移行したい。 ・手形は不渡りリスクもあり、過去、実際に酷い目にあっている。 ・手形は現金化までに時間がかかる。業界の商慣習で、繊維業界の上流ほどサイトが長い。現在、婦人物のサイトは90日が主流。昔は240日というケースもあり、繰り延べされる事には慣れているとも言える。
小売業(物流関連機器販売) ／大企業 C社	・受取手形の利用は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては最終的には無くしたいが、相手先が振り出してくる。ただし、手形以外の決済手段への移行について交渉している。 ・経理事務の変更については、今は抵抗はない。IFRSの関係もあって会計制度も変わってきている。世の中の流れには対応していく。 ・地方にある自社拠点において、電子記録債権(でんさい等)を操作・対応できる人材が不足しているという問題があった。現在は、東京にある拠点で、関連処理を一極集中で対応しているため問題はない。

ヒアリング調査結果 振出小切手 利用が多い取引相手とその理由等

- 振出小切手利用が多い取引相手とその理由等は以下の通り。
- 振出小切手利用理由は、「長年続いた商慣習で振出小切手を利用してきたから」という意見も複数確認できる。

振出小切手 利用が多い取引相手とその理由等

業種／企業規模	振出小切手利用が多い取引相手(業種、企業規模)、及び利用理由(例: 相手都合、自社都合等)	相手先要望の具体的内容等
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・振出小切手の取引相手先は中小企業が主で、特定の取引先のみ商慣習で続いている。 ・昔からの購買契約を替えるタイミングが無く、相手先が出荷にくるタイミングで小切手を渡すのが習慣になっており何となく続いている状況。相手先からも振込の要望は来っていない。 	振出小切手については、昔からの商慣習上の理由で利用が続いている印象。
卸売業(衣服)／中小企業 B社	<ul style="list-style-type: none"> ・振出小切手の取引相手先は加工屋(縫製業)が多く、夫婦や一人で経営している零細企業が殆どを占める。 ・利用理由は自社都合。件数が多いため、現金では仕分けに手間がかかり、振込は振込手数料がかかるという理由から、現金・振込ではなく小切手を利用している。 	前述のとおり、自社都合で振出小切手を使っている。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手も手形と同様、取引相手先は小規模事業者。 ・利用理由は相手先都合。昔からの商慣習で、過去から小切手を利用してきたのが、現在も続いている状況。 ・小切手振出に変わる代替の決済方法としては振込が最もリスクが少ないが、現在、自社で取り扱っている振出小切手の件数が膨大なため、振込手数料がネックになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性や各取引先の歴史もあるため、杓子定規に、小切手利用の廃止を伴う移行は迫れない。 ・小切手利用を廃止し振込に移行する等について、取引先からも最近のご理解を頂けるようになってはきたが、都市部以外でまだ抵抗がある。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手の振出は小口取引が中心。 ・小切手を利用する理由は、自社都合。過去に、社内でネット送金による不正があったため、悪用が少なく、現物と引き換えで支払いができる振出小切手をあえて利用している。ネット送金は桁が増やせる等、悪用される余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社から小切手で支払う旨を伝えているのみで、取引先からは小切手利用に対しては何も言われていない。

ヒアリング調査結果 受取小切手 利用が多い取引相手とその理由等

- 受取小切手利用が多い取引相手とその理由等は以下の通り。
- 受取小切手利用理由は、「長年の商慣習、取引先の資金繰り、小規模企業等での電子化への抵抗等を背景とする相手都合」という意見が複数あった。

受取小切手 利用が多い取引相手とその理由等

業種／企業規模	受取小切手利用が多い取引相手(業種、企業規模)、及び利用理由(例: 相手都合、自社都合等)	相手先要望の具体的内容等
製造業(精密機械器具等)／中小企業 A社	・受取小切手の取引相手先は資金繰りを気にしている中小・中堅企業。小切手だけでなく複数の決済方法を組み合わせて按分するような支払を希望する取引先もあり、 <u>支払条件は多種多様</u> 。	・支払条件に対する要望は取引先によって多種多様。 ・EB振込等へ移行したいが <u>相手先の都合で小切手が残ってしまっている</u> 。
卸売業(衣服)／中小企業 B社	・受取小切手は相手が商談で来社した際に受け取るケースが殆ど。 <u>昭和30年代の決済方法がいまだに続いている古い体質の業界で、長いサイトという商慣習が定着しており、通常は、納品後1～2ヵ月後の支払いとなる。よって、納品後、1～2ヵ月後の商談時に小切手を受け取るケースが多い。</u> ただし、新規や取引歴の浅い相手先に対しては、現金・振込による即決済を依頼している。ちなみに、百貨店は100%振込できちんと支払いをしてくれるのでありがたい。	<u>受取小切手は、相手が商談で来社した際に受け取っている上、業界特有の長いサイトという商慣習等もある。</u>
小売業(物流関連機器販売)／大企業 C社	・受取小切手の利用理由は、 <u>相手都合</u> 。 ・ <u>契約書上の約定の絡み、取引件数が多い、零細企業が多く電子化に抵抗が強い等の理由から、電子化が進んでいない。</u>	特になし。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	・ <u>受取小切手は、多額の金額支払いが必要となる取引で利用。</u> 取引先は法人顧客よりも、個人顧客の割合が多い。個人客の取引との場合は、多額の金額になるため自宅に営業が訪問して小切手を受け取るという流れになっている。	特になし。

ヒアリング調査結果 振出小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

- 利用廃止が進まない理由として、コスト、商慣習(取引先の電子化忌避含む)、セキュリティ面への不安等が上がった。

振出小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

業種／企業規模	今後の小切手利用意向(利用停止意向)	理由
製造業(精密機械器具等) ／中小企業 A社	・振出小切手は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・印字して割印を押す作業が面倒なため、<u>やめられるならやめたい</u>。 ・振出小切手を利用しているのは、<u>単なる商慣習のためだけ</u>であり、振込に切り替えても問題ない。EB利用で振込手数料といったコストが上がる可能性はあるが、<u>移行の妨げにはならない</u>。
卸売業(衣服)／中小企業 B社	・振出小切手は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・振出小切手を使っているのは、<u>自社の都合が大きい</u>。相手先(小切手を受け取る先)からは小切手をやめたい意向を感じるが、<u>車で30分以内の距離で換金も手間がかからないため勘弁願っている</u>。振込にして欲しいという相談もたまにあるが、<u>振込手数料の問題が大きく、対応しにくい</u>。 ・個人的にインターネットバンキングを利用しており、<u>法人インターネットバンキング(EB)の利便性は十分理解している</u>ので、<u>給料振込並みに振込手数料が安くなればEBに移行したい</u>。
小売業(物流関連機器販売) ／大企業 C社	・振出小切手は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・振出小切手をやめたい理由は、<u>現物管理負担や紛失リスク</u>。 ・<u>やめられない理由は相手先の商慣習</u>。個人・零細企業なので、<u>小切手利用をやめ、電子的な決済手段に移行することに対して抵抗がある</u>。だが、<u>小切手利用廃止に向けて、取引先が多いものの、以前締結した約定、決済手段に関する内容の見直しを順次進めている</u>。
サービス・その他(金融・保険業) ／大企業 D社	・振出小切手は 「やめたいが、やめられない」。	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先は長年営業している小企業で高齢の経営者が多く、<u>慣れていない小切手以外の決済方法よりも、小切手利用継続を望んでいる可能性が高く</u>1、2年以内というスパンでの移行が実現するとは考えていない。 ・<u>電子化についてはセキュリティ面の不安も大きい</u>。政府のシステムもハッキングされており、<u>パスワードやログが抜き取られる危険性を懸念している</u>。 ・取引先にとっては、<u>すぐに現金化して次の支払いに充当できる点も小切手のメリット</u>。請求書での振込にすると、<u>資金化できるのが1か月後になる</u>など、<u>取引先側の資金繰りに影響が出る</u>。

ヒアリング調査結果 受取小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

- 受取小切手に関する今後の利用意向(利用停止意向)とその理由等は以下の通り。
- 「やめたいが、やめられない」理由が「相手都合」の詳細として「調達先である取引先の支払条件を飲まざるを得ない」という意見もあった。

受取小切手 今後の利用意向(利用停止意向)とその理由

業種／企業規模	今後の小切手利用意向(利用停止意向)	理由
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	・受取小切手は 「やめたいが、やめられない」。	・当社としてはやめたいが、 <u>調達先である取引先の支払条件を飲まざるを得ない</u> 。 ・当社としては、商品・サービスの受渡と支払いを同時に履行する必要性は無いので、小切手を利用する必要性はなく、振込への移行を希望している。
卸売業(衣服)／中小企業 B社	・受取小切手は 「やめたいが、やめられない」。	・ <u>小切手の受取理由は相手都合</u> 。ただし、 <u>小切手は間違いなく現金化できる点はメリット</u> 。よって、当社から「小切手ではなく、振込にしてほしい」という依頼はしていない。
小売業(物流関連機器販売) ／大企業 C社	・受取小切手は 「やめたいが、やめられない」。	・ <u>商品等の受渡時に小切手と交換するという同時履行が必要なのは売掛の取引ができないケースのみ</u> 。たとえば、 <u>保険の自賠責保険は法的に掛け売りができないため、保険料は現金・小切手で受取る必要がある</u> 。それ以外の取引は、 <u>売掛でやるので同時履行は少ない</u> 。なお、当社としては小切手である必要はなく、振込で問題ない。

ヒアリング調査結果 電子記録債権に対する意見等

導入メリット 【EB企業企業の意見】

- 電子記録債権(でんさい等)の『導入により実現したメリット』としては、「事務・管理業務負担の軽減・業務効率化」、「紛失等のリスク解消」、「印紙代の節約」等が意見として上がった。

電子記録債権(でんさい等) 導入メリット 【利用企業の意見】

業種／企業規模	回答内容
製造業(精密機械器具等)／中小企業 A社	・でんさいは便利。記録発生の通知がきて明細を確認し管理するだけなので簡単。印紙代の節約にもなり、 <u>取立の必要もない</u> 。割引が簡単にできる点もメリット。
小売業(物流関連機器販売)／大企業 C社	・紛失等、手形利用に伴う各種リスクが解消されるなど、 <u>でんさいは導入メリットの方が多く、移行して良かった</u> 。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 E社	・導入による最大のメリットはセキュリティ面での安心感。紙の手形は盗難や偽造のリスクがあるため、管理上の業務負担が大きかった。でんさい導入により管理業務負担の効率化につながっている。

ヒアリング調査結果 電子記録債権に対する意見等

不十分と感じている機能、改善要望等

【利用企業の意見】

- 『不十分と感じている機能等』としては、「複数の電子記録債権システム併用時の管理負担が大きい」、「アクセス権限設定・変更操作が複雑・大変」という意見の他、「導入時に必要となるインターネット知識等がハードルとなっており、ネット知見がなくても利用できる「初心者向け」電子記録債権があるとよい」等の意見もあった。
- 電子記録債権の機能等に関する意見ではないが、「手形の電子化以外にも対応すべき経理観点テーマが現状多いこと(≡経理業務部門の負担が高まっている)」、「下請法等の理由で小規模事業者への電子化移行は強制できないため電子化進捗ペースが遅くなっている」等の意見もあった。

電子記録債権(でんさい等) 不十分と感じている機能、改善要望

【利用企業の意見】

業種／企業規模	回答内容
製造業(精密機械器具等)／中小企業 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は3つの電子記録債権システムを個別に管理している(ログインIDや更新等)ため、できれば、一元管理したい。3つシステムごとに、資金化する口座も別々なので、現状は、3システムからそれぞれデータを抽出して、エクセル上でデータを統合して、管理しており負担が大きい。 ・割引をはじめカバーしている機能が多く、何でもできる分、システム利用を、信頼できる人にしか任せられない。機能権限設定を変えれば対処できると思うが、その権限設定・変更操作が複雑で大変。 ・中小企業など経理機能が弱い企業においては、でんさい導入を進める上で、インターネットのセキュリティ設定等も必要になるため、ハードルが高い。インターネットだけで完結するのではなく、FAXや電話で通知が来たり照会ができるなど、アナログな手法も併用した初心者向けのでんさいがあると良い。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 E社	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいを使いたい、取引先が利用していないため使えないケースが多々ある。もっと普及に力を入れてほしい。 ・もっと普及が進んで、多くの企業が利用するようになってこそ効率化の意味がある。 ・手形とでんさいを併用している現状は、事務負担が増え、面倒。
※参考 機能面以外の意見	
小売業(物流関連機器販売)／大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・手形の電子化以外にもDXやインボイス対応等を並行して進めており、直近は、企業として経理関連テーマでのやるべきことが多い。 ・小規模事業者は下請法の絡みもある。手形利用廃止等を含む決済手段の変更を、法的にも取引関係上も強制はできない。そのため、電子化移行の進みが鈍くなっている面がある。

ヒアリング調査結果 電子記録債権に対する意見等

不十分と感じている機能、改善要望等 【未利用企業の意見】

- 『不十分と感じている機能等』としては、「導入コストや決裁権のある上層部の説得が難しい。(中略)でんさい導入後の業務フローをシミュレーションできる機会があれば、上層部の理解を得られる可能性はある」、「(電子記録債権)導入先が少ない中で)事務員向けマニュアル等を作るのは負担」等の意見があった。
- 電子記録債権の機能等に関する意見ではないが、「金融機関だけでなく政府主導ででんさい導入をサポートする体制があれば利用意向が高まるのではないか」という意見もあった。

電子記録債権(でんさい等) 不十分と感じている機能、改善要望 【未利用企業の意見】

不十分と感じている機能、改善要望等

業種／企業規模	回答内容
卸売業(衣服)／中小企業 B社	・でんさいは便利かつ安全で、メリットが多いことは認識しているが、導入コストや決裁権のある上層部の説得が難しいという問題がある。上層部は古い世代で、これら世代はそもそも電子的なものへの不信感がある。とはいえ、でんさい導入後の業務フローをシミュレーションできる機会があれば、上層部の理解を得られる可能性はある。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	・社内にてんさいのシステムはあるが、でんさいを導入していない取引先が多い。数少ないでんさい導入済みの取引先のために、事務員向けマニュアル等を作るのは負担。
※参考 機能面以外の意見	
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	・金融機関だけでなく政府主導ででんさい導入をサポートする体制があれば利用意向が高まるのではないかと。例えば市役所でのマイナンバーカード申し込み支援のように、商工会議所ででんさいの導入サポートをする等。

ヒアリング調査結果 EB(振出小切手を代替する手段としてのEB振込)に対する意見等

導入メリット、改善要望等【EB利用企業の意見】

- 振出小切手を代替手段としてEB振込を利用している企業における『導入メリット』としては、「現物管理に伴う事務負担の軽減」、「リスク回避」等が、『不十分と感じている機能等』は、「送金に関する対応時間・運用体制」、「セキュリティ関連の操作処理」、「EB悪用時に関する不安」等が意見として上がった。
- EB機能等に関する意見ではないが、「EB移行時の最大の障害は振込手数料負担」という意見もあった。

EB(振出小切手を代替する手段としてのEB振込) 導入メリット、改善要望等 【EB利用企業の意見】

導入により実現したメリット

業種／企業規模	回答内容
小売業(物流関連機器販売)／大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・EBへの移行のメリットは現物管理がなくなる事によるリスクの回避。 ・小切手利用に伴い生じるコストと比べ、支払う手数料が安くなるケースもある。
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	<ul style="list-style-type: none"> ・EBに移行した場合、<u>小切手の保存や枚数のチェック等の現物管理の負担がなくなる</u>メリットはある。 ・EBは小切手と異なり書き損じが無い点もメリット。

不十分と感じている機能、改善要望等

業種／企業規模	回答内容
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>24時間・365日、送金したら相手側の口座に入金できる運用体制を実現してほしい。</u> ・現状のEBは、<u>セキュリティコードの入力等が多すぎ。ユーザーにとって、操作上の承認ステップが多くて煩わしい。</u> ・小切手は誰が持ち込んだかが明白に特定できる決済手段だが、EBはIPアドレス程度しか分からず、悪用された場合に相手の特定が難しいのではないか。
※参考 機能面以外の要望	
小売業(物流関連機器販売)／大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・EBに移行する最大のネックは振込手数料。相当な枚数があるので振込に切り替えるとコスト面のインパクトが大きい。

ヒアリング調査結果 EB(振出小切手を代替する手段としてのEB振込)に対する意見等

不十分と感じている機能、改善要望等 【振出小切手の代替機能としてEBを利用していない企業の意見】

- 振出小切手を利用してEB利用がない企業等からは、『不十分と感じている機能等』として「EBシステムのトラブルに対する不安」が意見として上がった。
- 『EBが小切手振出機能を代替するとした場合、不足している機能等』としては、「複数システム利用時のID/PW管理負担」に関する意見が上がった。

EB(振出小切手を代替する手段としてのEB振込)不十分と感じている機能等 【振出小切手の代替機能としてEBを利用していない企業の意見】

不十分と感じている希望、改善要望等

業種／企業規模	回答内容
卸売業(衣服)-中小企業 B社	・EBは便利だが、銀行のシステムトラブルが不安。EBの停止は、中小企業にとっては、経営上、即死につながるかねない。この不安が解消できないと、EB移行に対する上層部の理解は得られない。

EBが小切手振出機能を代替するとした場合、不足している機能／対応できない事例

業種／企業規模	回答内容
製造業(精密機械器具等)／中小企業 A社	・中堅・中小企業でもインターネットを使い慣れている企業であれば、小切手利用をやめ、EBへ移行できると思うが、やはりシステム利用に伴う管理が面倒。使用するでんさい・EBによって利用者番号・パスワード・ログインIDが全部異なり、余力のない企業には対応が難しい。

ヒアリング調査結果 手形利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容

- 手形利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念内容として、複数社から、「経営者が高齢の企業、中小・零細企業等の取引先が電子化対応できるのか」が意見として上がった。

手形利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容

業種／企業規模	手形機能電子化に向けた取組みへの対応方針	手形利用(振出・受取)をやめ、電子記録債権への移行を想定した場合の商取引における懸念・影響有無、影響が予想される内容
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年末までに対応を完了させたい。 ・今までは電子化の依頼が来た取引先については電子化対応をしてきた。今後は当社からの発信を強め、取引先のでんさいの利用者番号をヒアリングする等、電子化に向けた行動を進める予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいに対応していない中小・小規模事業者との商取引が行えなくなる恐れがある。 ・電子記録債権システムの種類が更になると、管理負担の増加も懸念される。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で利用を止める予定はない。 ・上層部の理解が乏しく難しい面はあるが、特別なスキルが不要で、かつコストも現状以下(手形・小切手と比べて安価)の電子的決済サービスが整備・提供されるならば、導入を考えたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の半数程度は経営者が高齢者、かつ従業員3人程度の零細企業。これら企業は、電子化に対応できず、廃業してしまう可能性がある。
サービス・その他(金融・保険業)／ 大企業 E社	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年末までに電子化対応を完了するスケジュールで進めている。 ・(本インタビューの)1年前の2022年初め頃から本格的な取り組みを開始。電子化対応については、社内の3か年計画や今年度の重要施策の中でも、明確にうたわれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍が問題となっていた時期は、経営が苦しい取引先から手形による支払いの要請があったが、この2か月(2023年4月以降)で情勢が変わり、現時点での懸念は大きく減り、「2・3割程度の商取引に影響がある」という感じ。 ・電子化を進めた場合、小規模事業者等との取引については、依然として、懸念が残る。ただし、電子化移行の交渉は大分進んできており、将来的には手形利用ゼロを目指していきたい。

ヒアリング調査結果 小切手利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容

- 小切手利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念内容も、手形の場合と同様、「中小・零細企業の取引先が電子化できるか」等が複数社から意見として上がった。

小切手利用をやめ電子化した場合の商取引への懸念・影響有無、影響内容

業種／企業規模	小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みへの対応方針	小切手利用をやめ、EBへの移行を想定した場合の商取引における懸念事項、想定される課題
製造業(精密機械器具等)／ 中小企業 A社	・2025年末までに対応を完了させたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・半数程度の商取引を行えなくなる懸念あり。 ・(自社が)振出小切手を電子化するのは問題ないが、<u>受取小切手では、相手先となる「資金繰りを気にしている中小・中堅企業」の都合でやめられない状況であり、それら中小企業が電子化対応できるのかという点について懸念あり。</u>
卸売業(衣服)／中小企業 B社	現時点で利用を止める予定はない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一部の商取引を行えなくなる懸念がある」と回答したものの、<u>小切手はいずれ無くなっていくものと感じている。</u> ・振込と小切手の違いはあまりないので、手数料が給振並みに下がれば、EBへの移行は大きな障壁ではない。
小売業(物流関連機器販売)／ 大企業 C社	・2025年末までに電子化対応を完了するスケジュールで進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手をやめると商取引が行えなくなる懸念がある取引先は、現時点では2割程度。 ・当社としては、<u>小切手・現金による支払いである必要はないので、立て替えが生じない形で指定期日までに保険料、重量税等の振込をしてもらえれば問題ない。</u>
サービス・その他(金融・保険業)／大企業 D社	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年末までに電子化移行を完了するという目標はあるが、正直なところ難しいと考えている。 現時点では、目標実現に向けた社内の熱量が冷めてきている。取引先にも一応相談はしているが、感触は良いとは言えず、変えたくないという意向が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一部の商取引を行えなくなる懸念がある」と考えている。 ・<u>小切手利用をやめ、EBによる振込に移行した場合、小切手では実現していた同時決済ができなくなり、振込まで時間がかかるため相手方の資金繰りが悪化する。「それなら取引をやめる」という話になる懸念がある。</u> ・QRコード決済のように、簡単な操作で、かつ即時決済ができれば、支払手段の選択肢が増えるので小切手から移行しても使えそうではある。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

www.murc.jp/